

県補助制度・制度資金 逆引き事典  
(令和8年度版)

令和8年4月

農林水産部

# 県補助制度・制度資金 逆引き事典目次(令和8年度版)

## I 農業編

●: 令和8年度新規事業

No.	取組内容	区分	頁
「人と農地の問題」の解決と経営力の向上			
1-1 地域農業を支えたい			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み)	補助	1
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み)	補助	2
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み)	補助	3
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み)	補助	4
	経営継承準備支援	補助	5
	新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援)	補助	6
	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(立上げ・事業拡大の取組)	補助	7
	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(スマート農業機械等の導入)	補助	8
	● 新規就農者チャレンジ事業	補助	9
	GAP認証取得支援事業費補助金	補助	11
	● 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	補助	12
	農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援)	補助	13
1-2 担い手への農地集積を進めたい			
	● 新規就農者チャレンジ事業	補助	9(再掲)
	● 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	補助	12(再掲)
	かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金	補助	14
	● 農山漁村振興交付金(荒廃農地再生支援事業)	補助	15
	● 遊休農地リスタート事業費補助金	補助	16
	農地集積・集約化対策事業費補助金(農地集約化促進事業)	補助	17
1-3 荒廃農地を活用したい			
	● 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	補助	12(再掲)
	農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援)	補助	13(再掲)
	● 農山漁村振興交付金(荒廃農地再生支援事業)	補助	15(再掲)
	● 遊休農地リスタート事業費補助金	補助	16(再掲)
1-4 新たに農業を始めたい			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み)	補助	2(再掲)
	新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援)	補助	6(再掲)
	● 新規就農者チャレンジ事業	補助	9(再掲)
	● 農山漁村振興交付金(荒廃農地再生支援事業)	補助	15(再掲)
	● 遊休農地リスタート事業費補助金	補助	16(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金)	補助	19
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(就農準備資金)	補助	21
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(通常枠))	補助	23
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))	補助	24
	独立自営就農者定着支援助成金	補助	26
	独立自営就農者育成研修事業助成金(県支援型)	補助	27
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(有機転換推進事業)	補助	28

No.	取組内容	区分	頁
<b>1-5 新たな人材を確保したい</b>			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み)	補助	1(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み)	補助	3(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み)	補助	4(再掲)
	経営継承準備支援	補助	5(再掲)
	新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援)	補助	6(再掲)
	農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援)	補助	13(再掲)
	雇用就農支援事業費補助金	補助	29
	お試し雇用就農助成金	補助	30
	集落営農活性化促進事業費補助金	補助	31
	農業における外国人材受入トライアル事業費補助金	補助	33
<b>1-6 経営力を高めたい</b>			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み)	補助	2(再掲)
	● 新規就農者チャレンジ事業	補助	9(再掲)
	GAP認証取得支援事業費補助金	補助	11(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(通常枠))	補助	23(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))	補助	24(再掲)
	独立自営就農者定着支援助成金	補助	26(再掲)
	雇用就農支援事業費補助金	補助	29(再掲)
	お試し雇用就農助成金	補助	30(再掲)
	地域農業構造転換支援事業費補助金	補助	34
	農地利用効率化等支援事業費補助金	補助	36
	さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金	補助	37
	さくらんぼ結実確保緊急支援事業費補助金	補助	38
	農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金(情報通信環境整備対策)	補助	39
<b>1-7 集落営農の法人化等を進めたい</b>			
	集落営農活性化促進事業費補助金	補助	31(再掲)
<b>安定した農畜産物の生産</b>			
<b>2-1 畜産・酪農経営の規模拡大や安定化を図りたい</b>			
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(通常版))	補助	23(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))	補助	24(再掲)
	畜産生産持続強化支援事業費補助金(ハード支援)	補助	40
	新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金	補助	41
	「丸藤3」等を活用した優良子牛確保事業費補助金	補助	42
	やまがた地鶏生産トライアル支援事業費補助金	補助	43
	子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金	補助	44
	配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金	補助	45
	● 酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業	補助	46
<b>2-2 飼料用米の生産・利用を拡大したい</b>			
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(通常版))	補助	23(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))	補助	24(再掲)

No.	取組内容	区分	頁
<b>2-3 地域共同で農地、水路、農道等の保安全管理等に取り組みたい</b>			
<b>中山間地域等での農業生産活動を継続させたい</b>			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み)	補助	1(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み)	補助	4(再掲)
	農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金(情報通信環境整備対策)	補助	39(再掲)
	多面的機能支払交付金	補助	47
	中山間地域等直接支払交付金	補助	48
	棚田基金活用事業費補助金(資産活用計画事業)	補助	50
	棚田基金活用事業費補助金(資産活用促進事業)	補助	51
	棚田基金活用事業費補助金(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業)	補助	52
	元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金	補助	53
	● 地域の農地等管理継続支援事業費補助金	補助	54
<b>2-5 環境にやさしい農業に取り組みたい</b>			
	GAP認証取得支援事業費補助金	補助	11(再掲)
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(有機転換推進事業)	補助	28(再掲)
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業))	補助	55
	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)	補助	56
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(グリーンな栽培体系加速化事業)	補助	57
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(有機農業拠点創出・拡大加速化事業)	補助	58
	環境保全型農業直接支払交付金	補助	59
<b>2-6 野生鳥獣による農作物被害を減らしたい</b>			
	鳥獣被害防止総合対策交付金	補助	61
<b>農林水産物等の付加価値の向上</b>			
<b>3-1 6次産業化に必要な機械・施設を導入したい</b>			
	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)	補助	63
	山形のうまいもの創造支援事業費補助金	補助	65
	農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)	補助	67
<b>3-2 商品開発や販路の開拓に取り組みたい</b>			
	農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援)	補助	13(再掲)
	集落営農活性化促進事業費補助金	補助	31(再掲)
	棚田基金活用事業費補助金(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業)	補助	52(再掲)
	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)	補助	63(再掲)
	農林水産業デジタル活用支援事業費補助金	補助	69
	山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金	補助	70
	農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出推進事業(創出支援型)のうち地域資源活用価値創出推進支援事業	補助	71
	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型))	補助	73
	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型))	補助	74
	そば安定生産等対策事業費補助金	補助	75
	畜産生産持続強化支援事業費補助金(ソフト支援)	補助	77

No.	取組内容	区分	頁
<b>3-3 農林水産物等を輸出したい</b>			
	GAP認証取得支援事業費補助金	補助	11(再掲)
	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)	補助	63(再掲)
<b>3-4 食育や地産地消を進めたい</b>			
	消費・安全対策交付金(地域での食育の推進事業)	補助	78
	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進事業(創出支援型)のうち地域資源活用・地域連携サポート事業)	補助	80
<b>農業インフラ等の整備</b>			
<b>4-1 農業用機械等を新たに導入したい</b>			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み)	補助	1(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み)	補助	2(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み)	補助	3(再掲)
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み)	補助	4(再掲)
	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(立上げ・事業拡大の取組)	補助	7(再掲)
	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(スマート農業機械等の導入)	補助	8(再掲)
	● 新規就農者チャレンジ事業	補助	9(再掲)
	かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金	補助	14(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金)	補助	19(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(通常版))	補助	23(再掲)
	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))	補助	24(再掲)
	集落営農活性化促進事業費補助金	補助	31(再掲)
	地域農業構造転換支援事業費補助金	補助	34(再掲)
	農地利用効率化等支援事業費補助金	補助	36(再掲)
	● 地域の農地等管理継続支援事業費補助金	補助	54(再掲)
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業・環境負荷低減事業))	補助	55(再掲)
	そば安定生産等対策事業費補助金	補助	75(再掲)
	土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(生産支援事業)	補助	81
	園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(収益性向上対策)	補助	82
	園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金	補助	83
	さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金	補助	85
	持続できる果樹産地緊急支援事業費補助金	補助	86
<b>4-2 カントリーエレベーターや選果場などの施設を整備したい</b>			
	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業・環境負荷低減事業))	補助	55(再掲)
	強い農業づくり総合支援交付金(土地利用型作物)	補助	87
	土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(整備事業)	補助	88
	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金(土地利用型作物)	補助	89
	● 園芸新基本計画実装・農業構造転換支援事業	補助	90

No.	取組内容	区分	頁
<b>4-3 園芸産地の大規模化や低コスト・高収益な産地づくりを行いたい</b>			
	かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金	補助	14(再掲)
	さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金	補助	37(再掲)
	さくらんぼ結実確保緊急支援事業費補助金	補助	38(再掲)
	農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金(情報通信環境整備対策)	補助	39(再掲)
	園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(収益性向上対策)	補助	82(再掲)
	園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金	補助	83(再掲)
	さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金	補助	85(再掲)
	農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業)	補助	91
<b>4-4 農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい</b>			
	農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業)	補助	91(再掲)
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	補助	92
	土地改良事業調査計画費補助金	補助	93
	農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金	補助	94
<b>4-5 基盤整備と併せて規模拡大したい</b>			
	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(スマート農業機械等の導入)	補助	8(再掲)
	農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業)	補助	91(再掲)
<b>4-6 農村の生活排水処理施設を整備したい</b>			
	農業集落排水事業費補助金	補助	95
<b>4-7 農地や農業用施設の防災対策と災害復旧を行いたい</b>			
	農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金	補助	94(再掲)
	緊急農村防災対策事業費補助金	補助	96
	農地災害復旧事業費補助金	補助	97
	農業用施設災害復旧事業費補助金	補助	98
	ため池安全施設整備事業費補助金	補助	99
	農業基盤整備促進事業費補助金(田んぼダム施設整備)	補助	100
<b>資金の確保</b>			
<b>5-1 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい</b>			
	農業近代化資金	資金	101
	青年等就農資金	資金	103
	スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)	資金	104
	経営体育成強化資金	資金	105
	農業改良資金	資金	106
<b>5-2 資金繰りのための短期運転資金を借りたい</b>			
	スーパーS資金(農業経営改善促進資金)	資金	107
<b>5-3 農地や農業用施設の災害復旧に必要な資金を借りたい</b>			
	農林漁業セーフティネット資金	資金	109
	農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金	資金	110
<b>その他</b>			
<b>6-1 農業者団体の活動をPRしたい</b>			
	未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み)	補助	3(再掲)
<b>6-2 燃油・資材高騰に対する支援を受けたい</b>			
	配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金	補助	45(再掲)
	施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金	補助	111

## II 林業編

No.	取組内容	区分	頁
<b>1 森林の整備を行いたい(再造林を進めたい)</b>			
	荒廃森林緊急整備事業費補助金(人工林整備)	補助	1
	森林資源再生事業費補助金(再造林支援)	補助	2
	森林資源再生事業費補助金(小面積再造林支援)	補助	3
	林業・木材産業循環成長対策事業費補助金(森林整備地域活動支援対策)	補助	4
	森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金(低コスト再造林システム促進事業)	補助	5
	森林整備地域活動支援事業費補助金	補助	6
<b>2 特用林産物を生産したい</b>			
	林業・木材産業循環成長対策事業費補助金	補助	5
	山の幸振興対策支援事業費補助金	補助	6
	● 林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金	補助	7
<b>3 木質バイオマスの利活用を進めたい</b>			
	林業・木材産業循環成長対策事業費補助金	補助	5(再掲)
	● 林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金	補助	7(再掲)
	広葉樹林健全化促進事業費補助金	補助	8
<b>4 県産木材を活用したい</b>			
	林業・木材産業循環成長対策事業費補助金	補助	5(再掲)
	● 林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金	補助	7(再掲)
	県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(一般住宅)	補助	9
	県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(民間施設)	補助	10
	やまがたの木まちづくり推進事業費補助金	補助	11
<b>5 高性能林業機械を導入したい</b>			
	林業・木材産業循環成長対策事業費補助金	補助	5(再掲)
	高性能林業機械トライアル支援事業費補助金	補助	12
<b>6 資金を借りたい</b>			
	林業・木材産業改善資金	資金	13
	木材産業等高度化推進資金	資金	14
	農林漁業セーフティネット資金	資金	15
	農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金	資金	16
<b>8 その他</b>			
	森林サービス産業創出事業費補助金	補助	17

### Ⅲ 水産業編

No.	取組内容	区分	頁
<b>1 新たに漁業を始めたい(担い手を確保したい)</b>			
	次世代水産人材創出委支援事業費補助金(漁業就業者スタートアップ事業(漁業体験補助))	補助	1
	次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(次世代水産人材就業準備サポート事業(転居・家賃支援))	補助	2
	次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(次世代水産人材就業準備サポート事業(漁業就業準備支援))	補助	4
	次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(漁業技術バトンパス事業)	補助	5
	次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(新規独立漁業経営者バックアップ支援事業)	補助	6
	次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(漁業技術スキルアップ支援事業)	補助	7
	がんばる水産業支援事業費補助金	補助	8
<b>2 漁船・機械等を整備したい</b>			
	がんばる水産業支援事業費補助金	補助	8(再掲)
<b>3 漁場造成や漁船の整備などに必要な資金を借りたい</b>			
	漁業近代化資金	資金	10
	沿岸漁業改善資金	資金	11
	計画営漁推進資金	資金	12
<b>4 燃油・資材高騰に対する支援を受けたい</b>			
	漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金	補助	13
	漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金	補助	14
	放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業	補助	15
	● 水産業省コスト化特別支援事業費	補助	16
<b>5 その他</b>			
	農林漁業セーフティネット資金	資金	17
	農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金	資金	18
	鳥獣被害防止総合対策交付金	補助	19

## 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

### 3 利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会 等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

#### (2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

#### (3) 補助率：県2/10、市町村1/10

※ 県域の事業の場合、補助率3/10（市町村による協調補助なし）

#### (4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト事業単独の場合30万円）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村  
（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397  
最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319  
置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049  
庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者 等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

### (2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること

### (2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

### (3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県 20 万円、市町村 10 万円）

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）

### (4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200 万円

ソフト事業の場合・・・30 万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和 8 年 3 月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

### (2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

## 経営継承準備支援

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

### 3 利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口（やまがた農業支援センター）に相談し、第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者（経営移譲希望者）の方

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：経営移譲希望者（農業者）と経営継承希望者（新規就農者）の間で第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確実と見込まれること
- (2) 対象経費：不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費 等
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：20万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月上旬以降随時（予定）
- (2) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

#### 【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

## 新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけでなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

### 3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見込みがある方（65歳未満）に対する助成
- ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
  - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費：営農開始時に必要な経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：82.5万円 最長1年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

# スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (立上げ・事業拡大の取組)

## 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○その他

## 2 事業概要

サービス事業者の新規事業立ち上げ又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良等に係る経費を支援します。

## 3 利用対象者

農業支援サービス事業者

## 4 支援内容

- (1) 補助要件：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者であること
- (2) 対象経費：事業を実施するために必要なイベントの開催や実証等を行う場合の会場設営費、機械等の改修や試験に必要な原材料費、従事する職員の人件費等
- (3) 補助率：上限額内の実費
- (4) 補助上限額：1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円  
生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、かつ取組内容が当該計画の内容と一致する場合は3,000万円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年3月下旬～5月20日  
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農業経営・所得向上推進課

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382



## 新規就農者チャレンジ事業

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指す認定新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

### 3 利用対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

※経営開始資金及び経営発展支援事業との同時利用は不可（受給完了後は利用可能）

### 4 支援内容

#### (1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

#### (2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

#### (3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良   等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

#### (4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月上旬～2月下旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5497

## GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

### 3 利用対象者

①【団体認証】農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び団体事務局を有する組織が対象となります。

②【個別認証】農業者個人、農業法人

### 4 支援内容

(1) 補助要件：

①【団体認証】国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、JGAP）を取得すること

②【個別認証】JGAPを取得すること

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：

①【団体認証】

審査費用   取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG. A. P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）

JGAP                   13万円×（団体の構成員数の平方根+2）

審査員旅費   実費の1/2

②【個別認証】

審査費用   JGAP                   13万円

審査員旅費   実費の1/2

### 5 募集期間

(1) 募集期間：お問い合わせください

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：農産物安全担当

(3) 電話番号：023-630-2481

## 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○その他

### 2 事業概要

農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の作成と、その実現に必要な取組みを支援します。

### 3 利用対象者

J A、土地改良区等、市町村、その他（市町村及び複数の集落を含む地域協議会）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法\*指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

○原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること

○営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、土地利用構想を3年以内に策定すること

(2) 対象経費：土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組、粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動、土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

(3) 補助率：[ソフト] 定額（上限5,000万円（年標準額1,000万円））  
[ハード] 5.5/10等（1億円（年標準額2,000万円））

(4) 事業期間：上限5年間

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

## 農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作      ○園芸      ○その他

### 2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO<sup>※</sup>）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

### 3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法<sup>※</sup>指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額等（上限1,500万円（年標準額500万円））

(4) 事業期間：上限3年間

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

## かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

### 3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

#### (2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

#### (3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

### 5 募集期間

募集期間：新規計画の受付は、令和7年度で終了しております。

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

## 農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支援事業）

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作      ○園芸

### 2 事業概要

地域の担い手等が行う、荒廃化により地域計画の外側にある遊休農地の解消の取り組みを支援します。

### 3 利用対象者

農業者個人、市町村、その他（当該農地の所有者）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地であること
- 整備した農用地等において、5年間以上耕作することが確実であること
- 整備した農用地等が事業完了後3年以内に地域計画に位置付けられること
- 対象農地は地域計画の範囲内に含まれていない農用地のうち、再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
- 事業費が200万円未満であること

#### (2) 対象経費

- 荒廃農地再生等整備：刈払、伐根、支障物撤去、除礫、整地等
- 簡易基盤整備：農業用排水施設、農道、暗渠排水等
- 付帯事業：農用地利用調整、事業指導・助言等

#### (3) 補助率：1／2

#### (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

## 遊休農地リスタート事業費補助金

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作      ○園芸

### 2 事業概要

地域の担い手や新規就農者が行う、地域計画の目標地区に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消・利活用の取組みを支援します。

### 3 利用対象者

農業者個人、農業法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件:

- 地域計画に位置付けられた担い手、新規就農者又は認定新規就農者
- 地域計画の範囲内の農用地のうち、人力・農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- 対象農地面積が20a以上であること
- 事業完了後、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

#### (2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

#### (3) 補助率：1／4以内

#### (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

## 農地集積・集約化対策事業費補助金（農地集約化促進事業）

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸     ○畜産

### 2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、地域計画の実現に資するよう、農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け、機構を通じた農地の集約を行う地域等に対し交付します。本事業には2つタイプがあり、

- ①機構を通じた転貸による農地の集約化に取り組む地域に対し、「集約化加速タイプ」の支援金を交付します。
- ②機構を通じて地域内農地を一定以上転貸した地域に対し、「地域集約化実現タイプ」の支援金を交付します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- ①集約化加速タイプ：地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等
- ②地域集約化実現タイプ：地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構を通じ同一の担い手に貸し付けられること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、用途の決定が可能）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

#### ①集約化加速タイプ：

	団地面積の割合	1 団地あたりの平均面積	交付単価	（農作業受託）
区分1	10ポイント増	1.5 倍以上	1.0 万円/10 a	(0.5 万円/10 a)
区分2	20ポイント増		3.0 万円/10 a	(1.5 万円/10 a)

※大規模に集約した農地の場合や、受け手不在の農地を団地化し新たな担い手の誘致を図った場合、交付単価は5.0万円/10 a

#### ②地域集約化実現タイプ：

	機構の活用率		交付単価	（農作業委託）
	一般地域	中山間地域		
区分1	80% 超	60% 超 80% 以下	2.0 万円/10 a	(1.0 万円/10 a)
区分2	80% 超		2.6 万円/10 a	(1.3 万円/10 a)

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

#### (5) その他：

- ①集約化加速タイプ：前年度3月から実施年度より起算して5年後の2月末までにおける機構からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに団地化した面積が対象

②地域集約化実現タイプ：前年度3月から実施年度の2月末までの機構への貸付面積  
又は機構を通じた農作業委託面積が対象

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：農地中間管理担当
- (3) 電話番号：023-630-2490

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画調整担当又は指導担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5547

## 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件（資金交付要件）：

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

#### (2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長3年間、年間最大165万円を交付。
- 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5  
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0  
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

## 新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

### 2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

### 3 利用対象者

県認定研修機関（東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、キャリアサポート・研修センター、（公財）やまがた農業支援センター、鶴岡市新規就農者受入協議会）の研修生

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件（資金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が50歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- 県が認めた研修機関で概ね1年以上研修すること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと等

#### (2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年間最大165万円を交付。
- 研修終了後1年以内に50歳未満で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間：

認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：研修先の認定研修機関にお問い合わせください。

#### (3) 申込み先：県内の認定研修機関

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ○ 東北農林専門職大学（附属農林大学校） | 0 2 3 3 - 2 2 - 1 5 2 8 |
| ○ キャリアサポート・研修センター    | 0 2 3 3 - 2 2 - 8 7 9 4 |
| ○ （公財）やまがた農業支援センター   | 0 2 3 - 6 4 1 - 1 1 0 5 |
| ○ 山形市新規就農者受入協議会      | 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 |
| ○ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会    | 0 2 3 5 - 2 5 - 2 1 1 1 |

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：0 2 3 - 6 3 0 - 2 4 6 4

**【総合支庁】**

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5  
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0  
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

## 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業（通常枠））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

### 2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

### 3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

#### (2) 対象経費：

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

#### (3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

#### (4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

**新規就農者育成総合対策事業費補助金**  
**(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))**

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度の3年前の年度の4月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者(対象者が研修中の場合は、経営移譲者と共同申請することで活用可能)

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、その地域計画が将来像が明確化された地域計画である若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること
- 経営開始資金による助成を受けていないこと

(2) 対象経費:

- ① 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
- ③ 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料(軽トラ等汎用性の高いものを除く)等

(3) 補助率: ①及び② 国1/3、県1/6、本人1/2

③ 国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額: ①と②の国費合計額 上限600万円

5 募集期間

- (1) 募集期間: 最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村へお問い合わせください。
- (3) 申込み先: 最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名: 農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名: 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2464

**【総合支庁】**

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

## 独立自営就農者定着支援助成金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上65歳未満で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

#### (2) 対象経費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

#### (3) その他（補助を受けられる期間等について）：

最長3年間、年額66万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月中旬～4月中旬に募集予定です。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

## 独立自営就農者育成研修事業助成金（県支援型）

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸

### 2 事業概要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（2年以内）を交付します。

### 3 利用対象者

県認定研修機関（やまがた農業支援センター）の研修生

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件（助成金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が原則50歳以上であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。
- （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね1年以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

#### (2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年165万円を交付（60歳以上は年82.5万円）。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：  
（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

## みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（有機転換推進事業）

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸

### 2 事業概要

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

### 3 利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）  
慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者  
（将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る）

### 4 支援内容

(1) 対象経費：

有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費

(2) 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

(3) 補助上限額：2万円/10a以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2481

## 雇用就農支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産
- 2 事業概要  
50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。
- 3 利用対象者  
農業を営む法人
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：  
50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用し、育成する法人等であること。
  - (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額5万円の範囲内で2年間助成。
  - (3) 補助率：定額
  - (4) 補助上限額：年間60万円
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：(一社) 山形県農業会議にお問い合わせください。
  - (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社) 山形県農業会議ホームページ
  - (3) 申込み先：(一社) 山形県農業会議
- 6 問合せ先
  - 【(一社) 山形県農業会議】
    - (1) 機関名・課名：(一社) 山形県農業会議
    - (2) 電話番号：023-622-8716
  - 【県庁】
    - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
    - (2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
    - (3) 電話番号：023-630-2382

## お試し雇用就農助成金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

県外からの雇用就農希望者を雇用する農業法人に対し、その賃金・報酬等の経費の一部を助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：18歳以上65歳未満の県外からの移住者で雇用就農を希望する者を正規雇用する農業法人等
- (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して支払う賃金・報酬等
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：月額10万円
- (5) 対象期間：雇用開始から最長4か月間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：(一社) 山形県農業会議へお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社) 山形県農業会議ホームページ
- (3) 申込み先：(一社) 山形県農業会議

### 6 問合せ先

#### 【(一社) 山形県農業会議】

- (1) 機関名・課名：(一社) 山形県農業会議
- (2) 電話番号：023-622-8716

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382

## 集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

### 3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

#### (2) 対象経費：

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
  - ① 人材の確保
  - ② 収益力向上に向けた取組み
  - ③ 組織の法人化
  - ④ 共同利用機械等の導入経費

#### (3) 補助率：

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 …100万円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 25万円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

#### (4) 補助上限額：1,000万円（1ビジョン当たり3年間の取組の合計額）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年3月上旬に実施

※令和8年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2296

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 3  
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9  
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

## 農業における外国人材受入トライアル事業

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

### 2 事業概要

生産年齢人口の減少に伴う農業の働き手不足が課題となる中、外国人材の受入れによる働き手確保に向けた新たな手法を検討するため、短期派遣の仕組みに試行的に取り組む農業経営体等を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人又は法人並びに農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

山形県内に主たる事業所を有する農業経営体等で、以下の条件をいずれも満たす者

- ① 外国人材の派遣に関する契約ができること。
- ② 本事業について、他の補助金、交付金、負担金その他の財政的支援を受けている、又は受ける見込みがないこと。
- ③ 各種法令に違反していないこと。

#### (2) 対象経費：

- ① 最大2人の外国人材の受入れに係る以下の経費
  - ・派遣会社に支払う経費（外国人材の賃金相当額を除く）
  - ・家賃等住居に関する費用（外国人材から徴収する額を除く）
  - ・外国人材の派遣先までの移動経費
- ② ①の取組みの受入環境整備に伴う導入経費（生活用品・生活家電）。ただし、本事業の採択年数が1年目の者に限る。

#### (3) 補助率：

- ・(2)①の経費：定額
- ・(2)②の経費：1/2

#### (4) 補助上限額：

- ・(2)①の経費：下表のとおり

補助採択年数	補助上限	上限月数	上限人数
1年目	15万円/人・月	2か月/人	2人/経営体
2年目	10万円/人・月	同上	同上

- ・(2)②の経費：25万円

### 5 募集期間

- (1) 要望調査期間：令和8年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページ
- (3) 申込み先：山形県農業働き手確保対策協議会  
(事務局：農林水産部農業経営・所得向上推進課)

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：山形県農業働き手確保対策協議会  
(事務局：農林水産部農業経営・所得向上推進課)
- (2) 担当（係）名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2443

## 地域農業構造転換支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

### 2 事業概要

地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

#### (2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた担い手

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

#### (3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

#### (4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

#### (5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月下旬～3月中旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

## 農地利用効率化等支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産
- 2 事業概要  
地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地図に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します。
- 3 利用対象者  
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：
    - 地域計画の目標地図に位置付けられた担い手
    - 成果目標の設定
  - (2) 対象経費：
    - トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
    - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
    - ビニールハウスの整備
    - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
      - ※ 事業費50万円以上
      - ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）
  - (3) 補助率：  
以下の①～③のうち最も低い額
    - ① 事業費×3/10、② 融資額
    - ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額
  - (4) 補助上限額：300万円 ※一定以上の経営面積の拡大を目指す者は600万円
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月下旬～3月中旬に実施  
※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
  - (3) 申込み先：最寄りの市町村
- 6 問合せ先  
【県庁】
  - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
  - (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
  - (3) 電話番号：023-630-2464  
【総合支庁】
  - (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
  - (2) 担当（係）名：地域農政担当
  - (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

## さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

### 3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売事業者、果樹苗木生産販売事業者、農業者・農業法人が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体（農業者又は農業法人）につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和9年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

#### (2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※ 「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種

やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

#### (3) 補助率

定額 [2,000円/本]

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月、令和8年11月  
(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体、果樹苗木販売店等

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

## さくらんぼ結実確保緊急支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

さくらんぼの結実確保に向けて、買取りミツバチ、及び輸入花粉の導入に対する支援を行います。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ① 市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること
- ② 成果目標（さくらんぼの総販売額の増加）を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

#### (2) 対象経費

- 加温・無加温栽培で使用する1群当たり4,000匹以上の買取りミツバチの導入経費
- 輸入花粉の導入経費
- ※ 本体価格のみとし、送料等を含まない

#### (3) 補助率

1/2

〔県：1/3<sup>\*1</sup>、市町村：1/6<sup>\*2</sup>以上、（任意：生産者団体・市場1/12<sup>\*3</sup>以上）〕

<sup>\*1</sup> 1/3又は市町村が交付する金額の2/3のいずれか低い方

<sup>\*2</sup> すでに1/6以上の補助を実施していて、これを維持する場合など

<sup>\*3</sup> すでに1/12以上の補助を実施していて、これを維持する場合など

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年度第1期の新規募集は終了しており、次回第2期は令和8年11月～12月を予定しております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、又はJA等の生産者団体や生産組合を有する産地市場
- (3) 申込み先：最寄りの市町村、又はJA等の生産者団体や生産組合を有する産地市場

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

## 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（農村振興、地域活性化）

### 2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

#### (2) 対象経費：

- 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：計画策定支援 定額 施設整備事業 1／2等

(4) その他：計画策定支援 原則2年以内 施設整備事業 原則3年以内

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画・スマート農業基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-2506

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388	（計画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057	（計画担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553	（計画担当）

## 畜産生産持続強化支援事業費補助金（ハード支援）

1 対象品目・分野     ○畜産

2 事業概要

中小家族経営を含めた意欲ある畜産担い手が行う生産基盤の機能強化やICT技術活用による作業の省力化、暑熱対策などによる生産性向上やコスト削減のための施設整備・機械設備導入等の取組みに対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、畜産物流通事業者、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

事業メニュー	補助要件
①簡易畜舎等整備支援	収入増若しくは所得向上10%以上、又は経費削減10%以上
②空畜舎等改修整備支援 ③生産性向上・省力化ICT機器整備支援	収入増若しくは所得向上5%以上、又は経費削減5%以上
④暑熱対策設備等導入支援 ⑤衛生対策支援	生産性向上5%以上（1頭当たり搾乳量、受胎率、事故率等の指標）
⑥省エネルギー設備等導入支援	導入する機械設備に関連する電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減
⑦飼料基盤強化支援	飼料基盤面積1ha以上/地区 （中山間地域0.5ha以上）
⑧畜産物流通高度化支援	生産性向上5%以上又は経費削減5%以上

(2) 対象経費：畜舎等の整備・機械設備等の導入に要する経費

(3) 補助率：1/3以内

(4) 補助上限額：2,083万3千円（5,000万円×5/12）事業メニュー①②⑧  
833万3千円（2,000万円×5/12）事業メニュー④⑥  
416万6千円（1,000万円×5/12）事業メニュー③⑤⑦

(5) その他：市町村と協調補助の場合は1/12を上限に上乘せ

※県が5/12、市町村が1/12を補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和8年3月下旬～4月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8145  
最上総合支庁農業振興課   0233-29-1318  
置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6053  
庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5504

## 新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○畜産

### 2 事業概要

「総称山形牛」のブランド力向上及び和牛繁殖農家の所得向上等を図るため、高能力な和牛繁殖雌牛の選抜に向けたゲノミック評価分析経費に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人（いずれも農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「農業協同組合等」という）経由）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- ゲノミック評価分析を行う和牛は、一定能力を有する繁殖雌牛の産子（能力未判定の雌子牛）であること。
- ゲノミック評価分析は枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、BMSNo.）、脂肪酸組成（MUF A割合、オレイン酸割合）及び発育関連2形質（生時体重、日齢枝肉重量）を実施すること。
- 県にゲノミック評価分析の結果を提出すること。

#### (2) 対象経費：ゲノミック評価分析に要する経費

#### (3) 補助率：ゲノミック評価分析1頭当たり8千円以内を助成

#### (4) その他：

- 一定能力を有する繁殖雌牛（補助対象産子の母牛）：枝肉6形質のうち2つ以上の形質の「推定育種価」、「期待育種価」又は「ゲノミック育種価」が上位1/2以上。  
なお、繁殖雌牛の能力が確認出来ない場合は、補助対象産子において枝肉6形質のうち2つ以上の形質の「期待の期待育種価」が上位1/2以上であること。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農業協同組合等
- (3) 申込み先：農業協同組合等

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

## 「丸藤3」等を活用した優良子牛確保事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○畜産

### 2 事業概要

優良子牛の有利販売及び和牛繁殖農家等の所得向上を図るため、一定能力を有する繁殖雌牛と「丸藤3」等の県産種雄牛から産子（以下、「補助対象産子」という）を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等に係る情報を収集する経費に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団（いずれも山形県酪農業協同組合、（一社）山形県配合飼料価格安定基金協会、農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「畜産関係団体」という）経由）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 補助対象産子は令和8年1月1日～同年12月31日の期間に生産（分娩）されていること
- 補助対象産子の出生・発育データ等に係る情報を提供すること

#### (2) 対象経費：補助対象産子を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等の収集に要する経費

#### (3) 補助額：1頭当たり10,000円以内

#### (4) その他：

一定能力を有する繁殖雌牛（補助対象産子の母牛）：枝肉6形質のうち2つ以上の形質の「推定育種価」、「期待育種価」、「期待の期待育種価」又は「ゲノミック育種価」が上位1/2以上で月齢が満120カ月未満（令和8年1月1日時点）。

「丸藤3」等の県産種雄牛：丸藤3、福秀165、美勝喜、幸紀陸、美結喜、福福照、七福久

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：畜産関係団体
- (3) 申込み先：畜産関係団体

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

## やまがた地鶏生産トライアル支援事業費補助金

1 対象品目・分野     ○畜産

### 2 事業概要

やまがた地鶏の生産基盤の強化を図るため、新規参入者の雛導入費や衛生対策資材費等の生産経費に要する経費を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団、その他の企業・団体

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：「やまがた地鶏の飼養管理マニュアル」に基づき、県内において新規にやまがた地鶏の生産に取り組むこと。
- (2) 対象経費：やまがた地鶏の生産に要する経費
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上限額：31万1千円
- (5) その他：

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 5  
最上総合支庁農業振興課       0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 8  
置賜総合支庁農業振興課       0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 3  
庄内総合支庁農業振興課       0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 0 4

## 子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野     ○畜産

### 2 事業概要

子実用トウモロコシの作付け及び利用を推進するため、子実用トウモロコシの作付けを行う農業者等に対して、子実用トウモロコシの作付けに係る経費の一部を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織、農業者が組織する団体  
令和5年度～令和7年度に、子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金を活用した対象者に限る。

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 作付圃場は利用対象者が耕起、播種、雑草・害虫防除、収穫の作業のうち2つ以上を実施すること。
- 作付圃場は牛糞完熟堆肥換算で10a当たり5t以上の堆肥を施用すること。
- 事業開始年度から3年間継続して子実用トウモロコシの作付面積を維持又は増加すること。
- 収穫した子実用トウモロコシの供給先が確保できていること。

#### (2) 対象経費

子実用トウモロコシの作付けに係る経費

#### (3) 補助率

子実用トウモロコシの作付圃場10a当たり

2年目（事業実施初年度の翌年度） 8,500円以内

3年目（事業実施初年度の翌々年度） 4,000円以内

※事業実施初年度及び前年度の作付面積から増加した分（13,000円以内）についての支援は廃止。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月中旬～6月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

## 配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野     ○畜産

### 2 事業概要

令和7年度第2四半期（令和7年7月～9月）、第3四半期（令和7年10月～12月）及び第4四半期（令和8年1月～3月）の平均配合飼料価格と令和2年度～令和6年度の配合飼料の平均価格との差額から配合飼料価格安定制度等の補てん金を除いた額の一部を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）
- (2) 対象経費：配合飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上限額：3,500円／1トン

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）
  - 第2四半期：令和8年1月中旬～2月下旬（実施済み）
  - 第3四半期：令和8年4月上旬～5月中旬
  - 第4四半期：令和8年6月下旬～7月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県配合飼料価格安定基金協会、  
山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合等
- (3) 申込み先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び  
県内各農業協同組合等

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

## 酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業費補助金

### 1 対象品目・分野     ○畜産

### 2 事業概要

酪農家と肉牛（和牛繁殖）農家の連携により受精卵移植（E T）技術を活用し、一定能力を有する繁殖雌牛の産子（以下、「優良和牛子牛」という）増産に向けた取り組みを支援します。

### 3 利用対象者

酪農家と和牛繁殖農家を含む2戸以上の集団又は農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 優良和牛子牛は令和8年1月1日～同年12月31日の期間に生産（分娩）されていること
- 優良和牛子牛は、原則、県内子牛市場へ出荷すること（県外市場及び自家保留は不可）
- E Tの受卵牛は8割以上が乳用牛であること

#### (2) 対象経費：優良和牛子牛の生産に係るE T技術に要する経費

#### (3) 補助額：1分娩当たり22,000円以内

#### (4) その他：

一定能力を有する繁殖雌牛（補助対象産子の母牛）：枝肉6形質のうち2つ以上の形質の「推定育種価」、「期待育種価」、「期待の期待育種価」又は「ゲノミック育種価」が上位1/2以上（ただし、（一社）家畜改良事業団等が販売している市販の受精卵を活用する場合はその限りではない）。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部畜産振興課
- (3) 申込み先：農林水産部畜産振興課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2473

## 多面的機能支払交付金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等を支援します。

### 3 利用対象者

- 農業者等で構成される活動組織（構成員は以下のとおり）
  - ・ 農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の企業・団体・個人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：  
活動を実施する組織を設立し、5年間の事業計画を作成して、計画に基づく活動を行うこと等
- (2) 対象経費：水路の泥上げ等の地域資源の保全活動に要する経費
- (3) 補助率：定額（田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a等）  
＜国1/2、県1/4、市町村1/4＞
- (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
- (5) その他（補助を受けられる期間等について）：原則5年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月1日～6月30日  
※市町村により募集期間が異なる場合があります。  
詳細は最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3189

## 中山間地域等直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

### 2 事業概要

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を保全・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○ 対象地域：地域振興立法9法\*指定地域 及び 知事が定める特認地域

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、  
沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法

○ 対象農用地：対象地域の農振農用地区域において、田で傾斜が1/100以上、畑及び草地で傾斜が8度以上であること等

○ 対象者：集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する農業者・特定農業法人等  
個別協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する認定農業者等

#### (2) 対象経費：

集落等単位で締結した協定に基づき実施する水路・農道等の維持管理費等、集落の共同取組活動に要する経費等

#### (3) 補助率：定額

田：(急傾斜：1/20以上) 21,000円/10a、(緩傾斜：1/100以上) 8,000円/10a

畑：(急傾斜：15度以上) 11,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,500円/10a

草地：(急傾斜：15度以上) 10,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,000円/10a

#### (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

#### (5) その他(補助を受けられる期間等について)：令和2年度～令和6年度(最長5年間)

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年4月1日～6月30日

(2) 申請書類(様式)の入手先：協定農用地が属する市町村農林主務課

(3) 申込み先：協定農用地が属する市町村農林主務課

### 6 問合せ先

#### 【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：中山間・棚田振興担当

(3) 電話番号：023-630-2495

**【総合支庁】**

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課：023-621-8164 (農地保全担当)

最上総合支庁農村計画課：0233-29-1345 (地域保全担当)

置賜総合支庁農村計画課：0238-35-9055 (地域保全担当)

庄内総合支庁農村計画課：0235-66-2732 (事業担当)

## 棚田基金活用事業費補助金（資産活用計画事業）

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要  
棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動推進を図るための基本計画策定経費について助成します。
- 3 利用対象者  
農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
  - (2) 対象経費：保全活動に必要な調査研究（先進地視察、講習会・研究会の開催等）、保全活動の計画策定に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
  - (3) 補助率：定額
  - (4) 補助上限額：15万円
  - (5) その他：支援期間は原則1年間
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
  - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先  
【県庁】
  - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
  - (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
  - (3) 電話番号：023-630-2495  
【総合支庁】
  - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
  - (2) 担当（係）名：企画担当
  - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 棚田基金活用事業費補助金（資産活用促進事業）

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要  
棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動に要する経費について助成します。
- 3 利用対象者  
農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
  - (2) 対象経費：保全活動及び普及啓発（イベント実施等）に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
  - (3) 補助率：定額
  - (4) 補助上限額：15万円
  - (5) その他：支援期間は最長3年間
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
  - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先  
【県庁】
  - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
  - (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
  - (3) 電話番号：023-630-2495  
【総合支庁】
  - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
  - (2) 担当（係）名：企画担当
  - (3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8389  
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339  
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6056  
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549

## 棚田基金活用事業費補助金（棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○その他（地域振興、地域づくり）

### 2 事業概要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成します。

### 3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

※農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合等により構成される、棚田地域の保全を目的として広域に連携を行う協議会等

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30万円
- (5) その他：支援期間は最長4年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産   ○林業   ○その他

### 2 事業概要

地域の方々の話し合い等で立案・合意された行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展のための新たな取組みを行おうとする場合に、その立上げ（試行）に要する経費を補助します。

### 3 利用対象者

地域の合意により策定した行動計画等のある中山間地域等の集落・組織  
（※）規約等のある集落・組織に限る

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること
- 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること

#### (2) 対象経費：

取組みに要する経費（旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品費）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料）

#### (3) 補助率：定額

#### (4) 補助上限額：25万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月下旬～ 随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり<sup>むら</sup>担当
- (3) 電話番号：023-630-2948

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 地域の農地等管理継続支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○その他（地域振興、地域づくり）

### 2 事業概要

地域の多様な人材や組織、他の集落との話し合いにより作成した計画に基づく、農地を含んだ地域の管理に必要な省力化機械の導入を支援します。

### 3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、土地改良区、その他（自治会等）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

多様な人材・組織が参画した地域の話し合いにより、農地に加え地域で管理すべき箇所、10年後も管理できる人材について定めた地域保全・管理実行計画を策定すること

(2) 対象経費：農地管理機械導入に要する経費（営農に資するものは除く）

(3) 補助率：1／3又は1／4

(4) 補助上限額：133万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-2732（事業担当）

## みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産   ○その他

### 2 事業概要

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

### 3 利用対象者

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等

### 4 支援内容

#### (1) 支援対象者：

次のいずれかに該当すること

- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）で関連措置実施者に位置づけられた事業者
- ・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けた大規模有機農業者

#### (2) 対象経費：

特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（※）の整備や機械の導入に必要な経費

※対象となる施設の例：

- 有機物処理・利用施設（堆肥生産施設、堆肥ペレット化装置 等）
- 地域エネルギー等供給施設（木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー 等）

#### (3) 補助率：

1／2以内（補助上限：（施設）1,000万円、（機械）200万円）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。  
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-3419

**産地生産基盤パワーアップ事業費補助金**  
**(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)**

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

2 事業概要

地力の向上を目的として、堆肥や緑肥等の実証的な活用による土づくりの取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、市町村等

4 支援内容

(1) 対象経費

- 土壌分析に係る経費
- 堆肥等の購入、運搬、保管に係る経費
- 堆肥等の散布に係る経費（散布機械のレンタル、リースを含む）
- 上記取組みの効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等

(2) 補助率：定額（散布機械のリース導入に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30,000円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10アール当たり35,000円。

ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合は、リース物件購入価格の1／2以内を加算。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、農産園芸担当（庄内）

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8387

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1317

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6051

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5521

## みどりの食料システム戦略推進事業費補助金 (グリーンな栽培体系加速化事業)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」や「気候変動適応技術」とともに「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、技術検証や定着を図るための取組みを支援します。

### 3 利用対象者

都道府県（普及組織）及び農業協同組合又は農業者を構成員に含む協議会、市町村、農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 対象経費

- 検討会の開催、栽培マニュアル及び産地戦略の策定に係る経費
- グリーンな栽培体系（バイオ炭の農地施用（環境）とリモコン草刈機（省力）、遮光資材の導入（気候変動）とドローン（省力）など）の検証に係る経費
- セミナーの開催等、情報発信に係る経費

(2) 補助率：定額（スマート農業機械等の導入に係る経費は1／2以内、上限1,000万円）

(3) 補助上限額：1地区あたり300万円

ただし次の①～③の場合は1地区あたり360万円

- ①有機農業の検討を行う場合
- ②環境負荷軽減の取組みを複数検討する場合

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。  
(農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

## みどりの食料システム戦略推進事業費補助金 (有機農業拠点創出・拡大加速化事業)

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸

### 2 事業概要

市町村等における地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫した取組みの試行や体制づくりを支援します。

### 3 利用対象者

市町村、市町村が参画する協議会

### 4 支援内容

#### (1) 対象経費：

- 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に要する経費
- 試行的な取組みの実施（技術実証、加工品の試作、販売コーナー設置など）
- 有機農業実施計画策定後の円滑な実施に向けた取組の実施

#### (2) 補助率：定額（機械リース費に係る経費は1／2以内）

#### (3) 補助上限額：

- 有機農業実施計画の策定に向けた取組：市町村1か所あたり1,000万円
- 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践：市町村1か所あたり800万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。  
                  （農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

## 環境保全型農業直接支払交付金

1 対象品目・分野    ○水田・畑作    ○園芸

### 2 事業概要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

次のア、イの両方に該当すること

ア 利用対象者が次の全ての事項に該当すること

- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること  
(有機農業や飼料作物、花きなどを除く)

イ 取組みごとの要件に該当すること

#### (2) 対象となる取組みと交付金単価：

次の5取組に係る経費

番号	取組名称 取組内容	10アール当たりの予定交付単価 <sup>※1</sup>
①	有機農業 <sup>※2</sup> 国際水準の有機農業の実施	14,000円（そば等雑穀・飼料作物以外の場合） うち炭素貯留効果の高い有機農業 <sup>※3</sup> を実施する場合は2,000円を、新規取 組者の支援を実施する場合は4,000円 を加算 3,000円（そば等雑穀・飼料作物の場合）
②	堆肥の施用 <sup>※4、5</sup> 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥 を施用する取組	3,600円（水稲）おおむね0.5t/10a以上施用 （水稲以外）おおむね1.0t/10a以上施用
③	緑肥の施用 <sup>※4、5</sup> 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を 作付けする取組	5,000円
④	総合防除 <sup>※4、5</sup> 県が策定するIPM実践指標（水稲、りんご、 日本なし、西洋なし、もも、すもも、か き、トマト）に基づく管理と、以下のい ずれか1つ以上を実施する取組 ・畦畔の機械除草（水稲） ・交信かく乱剤の利用（水稲以外） ・天敵温存植物の利用（水稲以外） ・天敵等生物農薬の利用（水稲以外）	4,000円 2,000円（飼料作物の場合）
⑤	炭の投入 <sup>※4</sup> 主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を投 入する取組	5,000円

- ※1：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。
- ※2：通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を使用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物は対象外。
- ※3：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施すること。
- ※4：永年性飼料作物は対象外。
- ※5：水稲で実施する場合は、メタン排出削減対策（長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度の秋耕、前年度の稲わら腐熟促進資材の施用）を1つ以上併せて実施すること。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度の募集については、申込み先にお問合せ願います。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：取組みを行う圃場が所在する市町村
- (3) 申込み先：取組みを行う圃場が所在する市町村

## 6 問合せ先

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：（村山）園芸振興、（最上、置賜）生産流通、（庄内）農産園芸
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 3
最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 7
置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 1
庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 1

### 【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：0 2 3 - 6 3 0 - 2 4 8 1

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○畜産    ○林業    ○水産業    ○その他

### 2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

##### ○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

#### (2) 対象経費：

##### ○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

##### ○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

##### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

#### (3) 補助率：

##### ○ 推進事業

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

##### ○ 緊急捕獲事業

- ・定額

##### ○ 整備事業

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

#### (4) 補助上限額

##### ○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

##### ○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

##### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

- ・ 推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2710

# 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金

## (食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)

### 1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

### 2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS及びハラール・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

### 3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他相当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

#### (2) 対象経費：

##### ①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

## ②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～6億円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進係
- (3) 電話番号：023-630-3069

## 山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

### 2 事業概要

農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等の導入を支援します。

### 3 利用対象者

- ・ 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- ・ 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

メニュー	要件
自らの6次産業化	・ 5年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること ◇産出額が現状の2倍以上増加すること ◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

#### (2) 対象経費：

メニュー	補助対象事業
自らの6次産業化	農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等導入及びそれら導入に伴う施設改修

#### (3) 補助率：

メニュー	補助率	補助対象経費
自らの6次産業化	県：1 / 3以内	200万円～1,500万円

#### (4) 補助上限額：

上表のとおり

#### (5) その他：

詳細は、別途公表する補助金交付要綱等を参照ください。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月下旬～6月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3029

【総合支庁】

(1) 機 関 名 : 各総合支庁

(2) 電 話 番 号 : 村山総合支庁地域産業経済課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 4 3 2  
最上総合支庁地域産業経済課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 0 7  
置賜総合支庁地域産業経済課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 2  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 1

## 農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

### 2 事業概要

農林漁業者の組織する団体等が、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む場合に必要となる、農林水産物の加工・流通・販売施設・地域間交流点の整備、及び農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組みに対して支援します。

### 3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他の企業・団体、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、NPO法人

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 6次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者。
- 都道府県（市町村）戦略に基づく事業を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業。
- 民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

#### (2) 対象経費：

- 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み  
農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組みに不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み  
食品等の加工・販売のために必要な施設に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が都道府県（市町村）戦略に基づいて実施する取組み  
地域資源を活用して付加価値を創造する事業に係る経費

#### (3) 補助率：3／10以内

ただし、地域別農業振興計画に基づき具体的な目標値を設定して取り組む事業、市町村戦略に基づく取組等については1／2以内

#### (4) 補助上限額：1億円

交付金額は以下①～③の最も低い額

- ① 事業費×交付率 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度の募集は締め切りましたが、令和9年度の募集（R9.1～）開始に向けて、随時相談を受け付けています。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3029

## 農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、販売）

### 2 事業概要

農林水産物等の販路拡大を目的として行う、ECモールへの出店に対し支援を行います。

### 3 利用対象者

山形県に住所を有する農林漁業者や製造事業者等であって県産農林水産物等をオンラインで販売する者

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

県産農林水産物等をオンラインで販売するため、ECモールに出店すること。

#### (2) 対象経費：

ECモールへの出店にかかる経費（ECモールに構築するページの制作委託費を含む。）

#### (3) 補助率：1／2以内

#### (4) 補助上限額：85千円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年6月頃から

(2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：山形県農産物販路開拓・輸出推進課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：農産物流通販売推進担当

(3) 電話番号：023-630-2221

## 山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）
- 2 事業概要  
農林漁業者や食料品製造業者等が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。
- 3 利用対象者  
県内に主たる事業所等を有し、以下のア～ウに該当する者（ただし、過去3年間に2回以上交付決定を受けた者を除く）  
ア 農林漁業者  
イ アまたはアの委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者  
ウ ア、イのいずれかと連携する販売業者（卸売業者及び小売業者）
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件
    - ① 原材料に県産農林水産物（県産米粉含）を使用すること（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）
    - ② 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
    - ③ 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
    - ④ 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し1.2倍以上になること
    - ⑤ 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
    - ⑥ 開発する商品の製造・販売に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をしていること
    - ⑦ 持続可能社会の実現に向けて、次のいずれかを満たす場合は優先的に採択する。  
ア 環境保全型農業により生産された県内農産物を使用すること  
イ 食品ロスや包装資材など廃棄物の削減につながること
    - ⑧ 県内の支援機関でアドバイスを受け、計画のブラッシュアップを図ること
  - (2) 対象経費  
会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費
  - (3) 補助率：1／2以内
  - (4) 補助上限額：50万円（パッケージ改良のみの場合は20万円）
  - (5) その他：  
詳細は、令和8年度交付要綱及び公募要領を参照のこと
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：令和8年5月下旬 公募開始予定
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県ホームページからのダウンロード
  - (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
  - (2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当
  - (3) 電話番号：023-630-2560

**農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）**  
**（地域資源活用・地域連携推進支援事業）**

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

下記5つの取組みについて支援をします。

- ①新商品開発・販路開拓の実施
- ②直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業集落、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、一般の事業者、NPO法人、水産加工・流通業者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 地域要件

特定農山村地域、振興山村、過疎地域、特別豪雪地帯、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域、農業振興地域 等

○ 事業実施主体

事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特任団体である場合は、多様な事業者による連携体制を構築済みであること又は構築が見込まれ、連携体制には事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者を必ず含むこと。 等

(2) 対象経費：

①新商品開発・販路開拓の実施

新商品試作、パッケージデザイン開発、成分分析、販路開拓（試食会・試験販売・商談会出展等）等に係る経費

②直売所の売上向上に向けた多様な取組

検討会・研修会開催、新商品開発、消費者評価会実施、イベント実施、効率的な集出荷システム構築の実証 等に係る経費

③多様な地域資源を新分野で活用する取組

経営戦略の策定、事業実施体制の構築、ワークショップ等を通じたビジネスアイデアの創出、新事業・サービスの展開 等に係る経費

④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造方法の確立、新商品等の試験販売、販路開拓 等に係る経費

※①～③については、事業の実施と合わせて取組みに必要な簡易な施設の整備が可能

- (3) 補助率：①～③については1／2（上限500万円）  
④については定額（上限500万円）  
※①～③と④を併せて行う場合は総額で500万円を超えない額

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度の募集は締め切りましたが、令和9年度の募集（R9.1～）開始に向けて、随時相談を受け付けています。  
(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供  
(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課  
(2) 担当(係)名：販路開拓・食ビジネス推進担当  
(3) 電話番号：023-630-3029

**農山漁村振興交付金**  
**(地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型))**

**1 対象品目・分野**

○その他(6次産業化)

**2 事業概要**

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、地域の農泊(農山漁村滞在型旅行)実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援します。

**3 利用対象者**

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他(法人化された中核法人を中心として、多様な関係者が参画した地域協議会)

**4 支援内容**

**(1) 補助要件:**

- 農泊を観光ビジネスに資する取組みとして実施すること
- 地域で生産された農林水産物を用いた食事の提供及び農林漁業体験の提供を行う体制を構築すること
- 宿泊・食事・体験等の観光コンテンツに係る料金単価を引き上げること
- インバウンド向けの食関連売上額を増加させること
- オンラインの宿泊予約に対応すること 等

**(2) 対象経費:**

ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発、宿泊予約システムの構築、多言語による情報発信、地域内に無い専門知識を持つ人材の雇用等に要する経費

**(3) 補助率: 定額**

**(4) 補助上限額: メニューに応じて上限250万円/年、500万円/年、650万円/年**

**(5) その他(補助を受けられる期間・回数、協調補助等について):**

補助期間は、メニューに応じて最長2年間または3年間。

**5 募集期間**

(1) **募集期間(予定):** 令和8年度の募集は締め切りましたが、令和9年度の募集(R9.1~)開始に向けて、随時相談を受け付けています。

(2) **申請書類(様式)の入手先:** 農林水産省ホームページ、県から電子メールにて提供

(3) **申込み先:** 東北農政局、山形県庁

**6 問合せ先**

(1) **機関名・課名:** 農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) **担当(係)名:** 米粉・食品産業支援担当

(3) **電話番号:** 023-630-3076

## 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業 (農泊推進型))

### 1 対象品目・分野

○その他 (6次産業化)

### 2 事業概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他 (多様な関係者が参画した地域協議会の中核となる法人)

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件:

○宿泊施設の場合には、地域内における農山漁村体験や農林漁業体験と一体的な利用形態を備え、オンライン予約に対応すること

○10年以上利用が見込まれる施設であること 等

#### (2) 対象経費:

古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費、農家民泊等における小規模な改修に要する経費

#### (3) 補助率: 1/2

#### (4) 補助上限額: メニューに応じて上限2,500万円～1億円

#### (5) その他(補助を受けられる期間・回数、協調補助等について):

補助期間は、メニューに応じて1年間または2年間。

### 5 募集期間

(1) 募集期間 (予定): 令和8年度の募集は締め切りでしたが、令和9年度の募集(R9.1～)開始に向けて、随時相談を受け付けています。

(2) 申請書類 (様式) の入手先: 農林水産省ホームページ、県から電子メールにて提供

(3) 申込み先: 東北農政局、山形県庁

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名: 農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当 (係) 名: 米粉・食品産業支援担当

(3) 電話番号: 023-630-3076

## そば安定生産等対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

### 3 利用対象者

- 農業を営む法人
- 営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 農業協同組合
- 事業協同組合
- 地方公共団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- ①湿害対策技術の導入  
収量の増加
- ②複数年契約取引
  - ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
  - ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加
- ③国産そばの新規需要拡大
  - ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
  - ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
  - ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

#### (2) 対象経費及び補助率等：

- ・(1)の①の経費
  - ア 技術講習会・栽培実証等：補助率10/10以内（補助金の上限：300万）
  - イ 湿害対策技術の導入：2,000円/10a
  - ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：1/2以内（補助金の上限：1,000万円/台）
- ・(1)の②の経費  
1,000円/10a（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
- ・(1)の③の経費  
補助率1/2以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・PR）

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます  
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：農産振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、  
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5521

## 畜産生産持続強化支援事業費補助金（ソフト支援）

### 1 対象品目・分野 ○畜産

### 2 事業概要

営農集団や法人経営体等が行う生産性向上のための技術開発・研修、畜産物の販路開拓活動等に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

※過去3年間に本事業及び山形県畜産所得向上支援事業の事業内容「ソフト活動支援事業」を実施していないこと。

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取組みであること。
- (2) 対象経費：畜産物の技術開発経費、加工技術研修会への参加費、販路開拓活動費 等
- (3) 補助率：1/3以内
- (4) 補助上限額：32万円（96万円×1/3）
- (5) その他：市町村と協調補助の場合は1/12を上限に上乗せ  
※県が5/12、市町村が1/12を補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年3月下旬～4月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

## 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）

### 1 対象品目・分野 ○その他（食育）

### 2 事業概要

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林水産省関連の目標達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産農産物の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）及び特認団体

### 4 支援内容

#### (1) 対象経費：

- ①食育推進検討会の開催
  - 食育推進検討会の開催費（委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料等）
  - 地域の食育関係情報整備（調査票・資料印刷費、調査員手当・旅費等）
  - 教材作成費（教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費等）
- ②食育推進リーダーの育成及び活動の促進
  - 食育推進リーダー養成講習会等の開催（講師謝金・旅費、会場借料等）
- ③食文化の保護・継承のための取組支援
  - 調理講習会等の開催（講師謝金・旅費、食材費（調理体験の教材等）、会場借料等）
- ④農林漁業体験の機会の提供
  - 教育ファーム検討委員会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
  - 農林漁業体験の機会の提供費（体験ほ場の借地料、指導者謝金、生産資材費等）
  - コーディネートの実施費（賃金（運営補助）、会場借料、貸し切りバス借料等）
- ⑤和食給食の普及
  - 献立の開発費（調理師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
  - 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費等）
- ⑥学校給食における地場産物活用の促進
  - 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
  - 生産者とのマッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
  - 献立の開発及び試食会費（調理士及び講師謝金・旅費、会場借料、食材費等）
  - 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、食材費、役務費等）
- ⑦共食の場における食育活動
  - ニーズ調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費等）
  - 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
  - マッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、貸し切りバス借料等）

- 共食の場の提供費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
  - ⑧環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
    - 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
    - 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費  
（講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費等）
  - ⑨食品ロスの削減に向けた取組
    - 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
    - 食品ロス削減検討会・セミナー開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
  - ⑩課題解決に向けたシンポジウム等の開催
    - 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
    - アンケート調査費（調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費等）
- ※⑩については、①～⑨の取組と併せて行うこととする。
- (2) 補助率：1／2以内

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度当初の募集は締め切りました。  
ただし、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記へお問い合わせください。
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：米粉・食品産業支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3076

**農山漁村振興交付金**  
**(地域資源活用・地域連携サポート事業)**

1 対象品目・分野     ○その他（6次産業化）

2 事業概要

市町村に行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成する地域資源活用・地産地消推進協議会を設置し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出（以下、「地域資源活用価値創出」という。）に関する戦略を策定（更新）する取組みや、戦略に基づく交流会等の取組み、地域資源活用価値創出に取り組む人材を育成する研修会の開催を支援します。

3 利用対象者：地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：交流会・人材育成研修会等の開催については戦略策定市町村

(2) 対象経費：

地域資源活用価値創出に関する戦略の策定及び人材育成研修会の開催に必要な経費

（地域資源活用・地産地消推進協議会開催費、交流会開催費、人材育成研修会開催費）

(3) 補助率：定額（10/10以内）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度の募集は締め切りでしたが、令和9年度の募集（R9.1～）開始に向けて、随時相談を受け付けています。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

## 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件：

##### ①収益性向上対策

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

##### ②生産基盤強化対策

- 継承者が継承5年後も営農を継続することが確実と見込まれること
  - 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること
- 上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること
- ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
  - ・ 生産コストの低減
  - ・ 労働生産性の向上
  - ・ 契約栽培率の増加

#### (2) 対象経費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

#### (3) 補助率：1／2以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

## 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性の向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、農業者が組織する団体、農業協同組合 等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・ 生産コストの10%以上の削減
- ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・ 農産物輸出の取組みについて、
  - ① 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 又は
  - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・ 施設エネルギー転換枠の場合、
  - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 又は
  - ② 燃油使用量の15%以上の削減

#### (2) 対象経費：

- 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
- 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

#### (3) 補助率：1／2以内

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

## 園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

稼げる園芸農業の追求に向け、農業者の収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

### 3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

※さくらんぼの省力化設備導入は、農業を営む個人（販売農家）も対象

※共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業は、農業協同組合等が対象

#### 4-1 支援内容【既存事業】

##### (1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気候変動対応設備整備のみ）
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）

##### (2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
  - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
  - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備、促成施設整備）
  - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
  - ・ スマート農業技術活用（環境モニタリング、環境制御機器、運搬・防除ロボットの導入）
  - ・ 気候変動対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱 等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置 等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）

##### (3) 補助率：

- 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

##### (4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円

#### 4-2 支援内容【R8新規事業】

##### (1) 補助要件：

- 成果目標「販売額又は所得額を増加すること」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超えていること。

- 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること。
- (園芸ハウス) 対象品目が果樹であり、経営主が 65 歳以上かつ後継者が決ま  
ていない場合、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村や  
農業委員会などに提供すること。
- 農業機械等にあつては、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する  
補償を必須とする。)に加入すること。
- ハウスにあつては、農業共済等に加入すること。

(2) 補助対象:

- ① 園芸施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業  
園芸施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入  
(ヒートポンプ、内張多層カーテン、外張被覆資材、循環扇、環境制御装置、乗用草刈機、高  
所作業台車 等)
- ② 共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業  
共同利用施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入  
(自動梱包ライン、画像選果機械、二次元コードシステム、冷蔵施設、その他選果・選別に必  
要な機械 等)
- ③ 園芸ハウス導入緊急支援事業  
保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの  
導入

(3) 補助率:

- 県 1 / 3 (市町村負担任意)

(4) 補助上限額:

- ①、③: 上限なし
- ② : 2,000 万円

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定): 既存事業は令和 8 年 3 月上旬~4 月中旬  
R 8 新規事業は令和 8 年 3 月上旬~5 月中旬
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先: 施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名: 農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当(係)名: 園芸団地推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2466

## さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金

1 対象品目・分野     ○園芸

### 2 事業概要

さくらんぼの高温対策に必要な資材・設備等の導入に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

### 3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

収益性向上に係る以下の成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○ 販売額又は所得額の増加

#### (2) 補助対象：

○ さくらんぼ高温対策資材、設備等

(遮光資材、白色反射シート、散水設備、井戸掘削、自動換気装置、選果機、作業場の冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等)

#### (3) 補助率：

○ 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

#### (4) 補助上限額：

○ 3,000万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和8年3月上旬～5月中旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2466

## 持続できる果樹産地緊急支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

果樹生産者の営農継続に向けて、近年価格が高騰しているスピードスプレーヤの更新に対する支援を行います。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ① 市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること
- ② 成果目標（果樹の総販売額又は総所得額の増加）を設定しており、事業実施の翌年度までに当該目標の実現が見込まれること
- ③ 更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること
- ④ 経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること
- ⑤ 導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること
- ⑥ 農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること

#### (2) 対象経費

スピードスプレーヤの更新に要する経費

※ 本体価格のみとし、運搬経費等を含まない

#### (3) 補助率

1／3〔県：2／9、市町村：1／9〕

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（完了）：令和8年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

## 強い農業づくり総合支援交付金（土地利用型作物）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

※受益者が1経営体に限定される取組み（協業経営体を除く）は補助率3／10以内

#### (4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき56万3千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量1トンにつき62万5千円 等

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名： 米政策推進担当

(3) 電話番号： 023-630-2304

## 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（整備事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件：

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

#### (2) 対象経費：穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備

#### (3) 補助率：

- ・ 水稻 乾燥調製施設 1 / 3 以内（大豆、中山間地等は 1 / 2 以内）
- 乾燥調製貯蔵施設 1 / 2 以内

#### (4) 事業費上限：

- 乾燥調製施設 計画処理量 1 トンにつき 56 万 3 千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量 1 トンにつき 62 万 5 千円 等

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。  
(最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課
- (2) 担当（係）名：米政策推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2304

## 新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金（土地利用型作物）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

国庫補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用して地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編整備・合理化を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 再編集約・合理化計画を策定していること
- 修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

#### (2) 対象経費：共同利用施設の整備、撤去（原則、事業費5,000万円以上）

#### (3) 補助率：1／2以内

（受益面積300ha以上かつ事業費10億円以上の取組みは2／3以内 等）

#### (4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき56万3千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量1トンにつき62万5千円 等

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名： 米政策推進担当

(3) 電話番号： 023-630-2304

## 園芸新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

国庫補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用して地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編整備・合理化を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 再編集約・合理化計画を策定していること
- 修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

#### (2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

#### (3) 補助率：1／2以内

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

#### (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### (1) 機関名・課名： 農林水産部園芸大国推進課

#### (2) 担当（係）名： 園芸団地推進担当

#### (3) 電話番号： 023-630-2319

## 農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

### 4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、農業者2者以上

(2) 対象経費：

○ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域\*は69%以内）

\*過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

## 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（農業水利施設）
- 2 事業概要  
団体営造成施設において、機能保全計画に基づき実施する対策工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者  
地方公共団体、土地改良区・県土連
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件
    - ・地区の受益面積10ha以上
    - ・機能保全計画に基づいて実施するものであること
  - (2) 対象経費：対策工事費
  - (3) 補助率：64%（6法\*指定地域69%）  
※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法
  - (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間（予定）：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
  - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
  - 【県庁】
    - (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
    - (2) 担当（係）名：水利施設整備担当
    - (3) 電話番号：023-630-2416
  - 【総合支庁】
    - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
    - (2) 担当（係）名：計画調整担当
    - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553

## 土地改良事業調査計画費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

県営又は団体営事業として実施する土地改良事業施行予定地区における調査及び事業計画の作成に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

### 4 支援内容

(1) 補助要件：国庫補助事業の採択基準に該当していること

(2) 対象経費：土地改良事業の調査計画に要する経費

(3) 補助率：

○ 農地整備事業 40%

(4) 補助上限額：(3)の補助率による額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：事業実施期間は概ね3年以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付\*

※ 調査計画の実施を希望する前年度の8月末日までに申請書を提出

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

## 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

### 2 事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

### 3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- 総事業費200万円以上、受益者2者以上
- 事業期間3年以内（ため池の整備を行う場合は5年以内）

#### (2) 対象経費：対策工事費

#### (3) 補助率：64%（6法\*指定地域69%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

#### (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利担当

(3) 電話番号：023-630-2416

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388  
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340  
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057  
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

## 農業集落排水事業費補助金

- 1 対象品目・分野     ○その他（農業集落排水施設）
- 2 事業概要  
農業集落排水施設の整備又は改築に要する工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者  
地方公共団体
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：
    - 受益戸数が概ね20戸以上で末端受益戸数2戸以上
    - 改築の場合は、施設の供用開始後7年以上経過していること
  - (2) 対象経費：農業集落排水施設等の整備又は改築に要する工事費
  - (3) 補助率：50%以内
  - (4) 補助上限額：(3)の補助率により算定した額
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
  - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
  - (2) 担当（係）名：計画調整担当
  - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 8
最上総合支庁農村計画課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 0
置賜総合支庁農村計画課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 7
庄内総合支庁農村計画課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 5 3

## 緊急農村防災対策事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（防災）

### 2 事業概要

農業水利施設の点検等で確認された施設の異常に起因する災害を防止するための対策工事費の一部を支援します。

### 3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

### 4 支援内容

(1) 補助要件：受益戸数2戸以上、事業費200万円以上

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：54%（6法\*指定地域59%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：500万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2416

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課   023-621-8394

最上総合支庁農村計画課   0233-29-1344

置賜総合支庁農村計画課   0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課   0235-66-5716

## 農地災害復旧事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（災害復旧）
- 2 事業概要  
異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農地（水田、畑等）の復旧工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者  
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件
    - 1箇所工事費が40万円以上
    - 異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）
  - (2) 対象経費：復旧工事費
  - (3) 補助率：50%
  - (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
  - (5) その他（補助率の上乗せについて）：  
対象農地の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
  - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先  
【県庁】
  - (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
  - (2) 担当（係）名：防災担当
  - (3) 電話番号：023-630-2501  
【総合支庁】
  - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
  - (2) 担当（係）名：地域保全担当
  - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8394
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1345
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5716

## 農業用施設災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

### 2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農業用施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農業用道路、その他）の復旧工事費の一部を支援します。

### 3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 1箇所工事費が40万円以上
- 異常な天然現象によって被災した農業用施設であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：65%

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助率の上乗せについて）：

対象施設の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2501

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8394
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1345
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5716

## ため池安全施設整備事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（ため池）

### 2 事業概要

農業用ため池の事故を未然に防止するため、転落防止策等の安全施設や注意喚起看板、万が一転落した際の脱出設備等の新設・更新に係る費用の一部を支援します。

### 3 利用対象者

ため池管理者、地方公共団体、土地改良区

### 4 支援内容

(1) 補助要件：1地区の工事費が20万円以上

(2) 対象経費：脱出設備（救助ネット・ロープ）、転落防止柵、安全注意喚起看板等の設置

(3) 補助率：

市町村・・・71%（6法<sup>\*</sup>指定地域76%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

その他・・・定額

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2416

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課   023-621-8394  
最上総合支庁農村計画課   0233-29-1345  
置賜総合支庁農村計画課   0238-35-9055  
庄内総合支庁農村計画課   0235-66-5716

## 農業基盤整備促進事業費補助金（田んぼダム施設整備）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

気候変動による豪雨災害のリスクが高まっている中、河川への流出抑制対策として水田貯留機能（田んぼダム）の向上が期待されており、この田んぼダムの取組みを実施するにあたって必要となる畦畔補強や水尻設置などの整備に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

### 4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、受益者が農業者2者以上

(2) 対象経費：

○ 田んぼダムの取組みに必要な畦畔、排水口等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 田んぼダムの取組みに向けた調査・調整等に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：71%以内（指定地域<sup>\*</sup>は76%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8261

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5554

## 農業近代化資金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産
- 2 事業概要  
意欲ある農業者等が経営改善を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通
- 3 利用対象者  
農業を営む個人、農業を営む法人、  
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体  
※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。  
農業協同組合、その他の企業・団体・法人
- 4 支援内容
  - (1) 資金使途：
    - 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
    - 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
    - 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
    - 長期運転資金
    - 農村環境整備資金 等
  - (2) 貸付限度額：
    - 農業を営む者・・・個人1,800万円、法人・団体2億円
    - 農協等・・・15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
  - (3) その他：
    - 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置7年以内）
    - 借入金利・・・2.50%（令和8年3月18日現在）  
※ 認定農業者：1.65%～2.35%
    - 融資率・・・原則80%以内  
※ 認定農業者・・・貸付限度額1,800万円（個人）、  
2億円（法人）まで100%以内
    - その他・・・新たに攻めの経営展開（規模拡大や経営多角化等の体質強化）に積極的に取り組む認定農業者等に対する貸付当初5年間の金利負担軽減措置有
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：  
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）
  - (3) 申込み先：  
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

## 6 問合せ先

各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 1  
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0  
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 8

## 青年等就農資金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

認定新規農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ無利子資金の融通（農地の賃借、機械、施設、長期運転資金等）

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定新規就農者に限ります。

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

#### (2) 貸付限度額：3,700万円（特認1億円）

#### (3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ17年以内（据置5年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融資率・・・100%以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

#### (3) 申込み先：

農業協同組合、銀行、信用金庫

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定農業者に限ります。

### 4 支援内容

#### (1) 資金用途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人3億円（特認6億円）、法人・団体10億円（特認20億円）

#### (3) その他：

- 償還期限・・・資金用途に応じ25年以内（据置10年以内）
- 借入金利・・・借入期間に応じて1.65%～2.50%  
（令和8年3月18日現在）
- 融資率・・・100%以内
- その他・・・新たに攻めの経営展開（規模拡大や経営多角化等の体質強化）に積極的に取り組む認定農業者等に対する貸付当初5年間の金利負担軽減措置有

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## 経営体育成強化資金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産
- 2 事業概要  
認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）
- 3 利用対象者  
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
- 4 支援内容  
(1) 資金用途：
  - 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料
  - 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
  - 農地等の取得、改良、造成、賃借料
  - 長期運転資金 等(2) 貸付限度額：個人1.5億円、法人・団体5億円  
(3) その他：
  - 償還期限・・・資金用途に応じ25年以内（据置3年以内）
  - 借入金利・・・2.50%（令和8年3月18日現在）
  - 融資率・・・80%以内
- 5 募集期間  
(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。  
(2) 申請書類（様式）の入手先：  
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）  
(3) 申込み先：  
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）
- 6 問合せ先  
(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課  
(2) 担当（係）名：金融担当  
(3) 電話番号：023-630-3088

## 農業改良資金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組み（農業改良措置）を行うための長期かつ無利子資金の融通

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、その他の企業・団体・個人

※ 以下の農業者等に限ります。

農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法若しくはみどりの食料システム法に基づく種事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

### 4 支援内容

(1) 資金使途：以下を例とする農業改良措置に必要な資金

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ12年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融資率・・・100%

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な短期かつ低利運転資金の融通

### 3 利用対象者

次の①～⑤のすべてを満たす農業者

- ① 基盤強化法に基づく農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けていること
- ② 簿記記帳を行っていること（又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること）
- ③ ①の認定を受けた計画が、短期資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること
- ④ ③の具体的な内容について認定後すでに実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること
- ⑤ ①の認定を受けた計画又は資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

以下を例とする計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）

- ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・ 営農用施設・機械の修繕費
- ・ 地代(賃借料)、
- ・ 営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・ 市場開拓費、販売促進費等

#### (2) 貸付限度額：

- 個人・・・500万円（畜産又は施設園芸2,000万円）
- 法人・・・2,000万円（畜産又は施設園芸8,000万円）

#### (3) その他

- 償還期限・・・原則1年以内
- 借入金利・・・1.85%～2.35%（令和8年4月1日現在）
- 極度額形式のため、契約上限額以内で常時借入れ・償還が可能

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありませんが、融資枠に限りがあるため、新規の募集をしていない融資機関もあります。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）
- (3) 申込み先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

## 農林漁業セーフティネット資金

### 1 対象品目・分野

水田・畑作    園芸    畜産    林業    水産業    その他

### 2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通  
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

- ・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
- ・法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ・社会的・経済的環境（物価高騰、農産物の不作等）の変化等

#### (2) 貸付限度額：600万円(特認有)

#### (3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・1.65%～2.35%（令和8年3月18日現在）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

#### (3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

### 1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

#### (1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和8年4月1日に発動した場合）  
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

#### (2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用  
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）  
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

### 2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

### 3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

## 施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

原油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者に対し、A重油及び灯油（以下「燃油」という。）の購入にかかる費用の一部を支援します。

### 3 利用対象者

県内で施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者団体 等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 山形県内で、園芸用施設において野菜類、花き類、果樹類を生産していること
- 省エネルギー取組計画を作成し、実践すること

#### (2) 対象経費：園芸用施設の加温に使用する燃油の購入経費

#### (3) 補助率：平均価格（※1）と基準価格（※2）の差額を交付単価とし、月ごとの燃油購入数量に応じて1/2相当額を補助

※1 月ごとの燃油の全国平均価格

※2 過去7年間の全国平均価格のうち最高値1年及び最安値1年を除いた5年の平均価格（A重油94.1円、灯油99.7円）

#### (4) 補助上限額：なし

#### (5) その他：令和7年10月から令和8年3月までの期間に購入した燃油を対象とする

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間（予定）：令和7年10～12月分の募集は終了しております。

令和8年1～3月分の募集は、令和8年5月以降に募集開始

#### (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード又は市町村・総合支庁窓口

#### (3) 申込み先：農林水産部園芸大国推進課 野菜花き振興係

### 6 問合せ先

#### (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

#### (2) 担当（係）名：野菜花き振興係

#### (3) 電話番号：023-630-2282

# 荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）（やまがた緑環境税事業）

## 1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に合わせ、本事業で上乗せして補助します。

## 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

森林所有者と知事が森林管理に関する協定を結んだ民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

### (2) 対象経費：間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

### (3) 補助率：標準経費の32%以内を嵩上げ

### (4) 補助上限額：国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限（森林作業道については、間伐1ha当り100m分の額を上限）

### (5) その他：国庫補助を受ける場合、本事業も合わせて補助（申請は別途）

## 5 募集期間

### (1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和8年5月下旬頃に公表予定)

### (2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

### (3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

## 6 問合せ先

### (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

### (2) 担当(係)名：里山造林担当

### (3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	023-621-8152
最上総合支庁森林整備課	0233-29-1348
置賜総合支庁森林整備課	0238-35-9053
庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5525

## 森林資源再生事業費補助金（再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合に国庫補助事業に合わせて本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林
- ・ 国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行う経費

(3) 補助率：標準経費の22%又は24%相当

(4) 補助上限額：標準経費の90%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

(5) その他

国庫補助事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和8年5月下旬頃に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152  
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348  
置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

# 森林資源再生事業費補助金（小面積再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

小面積の再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

## 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 次のいずれかに該当する民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）

①植栽面積が0.1ha未満

②国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上1.0ha未満の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費（他事業で補助を受けた分相当を除く。）

(3) 補助率：(1) ①の場合：苗木購入経費の100%以内

(1) ②の場合：標準経費の34%相当

(4) 補助上限額：(1) ①の場合：樹種毎に上限あり、令和8年5月下旬頃に公表予定

(1) ②の場合：標準経費の70%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

## 5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和8年5月下旬頃に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

# 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金（森林整備地域活動支援対策）

## 1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

集約化施業による搬出間伐などの取組を積極的に促進するため、森林所有者及び林業事業体等による森林経営計画の作成のための合意形成や森林境界の明確化、及びこれらを進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。

## 3 利用対象者

林業を営む者、森林所有者、森林組合、市町村等

## 4 支援内容

### ○森林経営計画の作成促進

- (1) 対象経費：森林経営計画の作成に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

### ○森林境界の明確化

- (1) 対象経費：森林境界の確認に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

### ○森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備

- (1) 対象経費：作業路網の簡易な改良に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：52,000円/ha

※補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度分の募集は終了しました。  
※令和9年度分は令和8年5月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8286  
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6065  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5534

## 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○林業

### 2 事業概要

林業・木材産業の成長産業化を図るため、先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

### 3 利用対象者

林業を営む法人、森林組合等、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体、市町村

### 4 支援内容

#### ○先進的な林業機械等の整備

- (1) 対象経費：先進的な林業機械等の導入に要する経費
- (2) 補助率：1／3以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては4／10以内）
- (3) 補助上限額：機械ごとに設定あり

#### ○木材加工流通施設等の整備

- (1) 対象経費：木材加工流通施設の整備に要する経費
- (2) 補助率：1／2以内（原木輸送用トラックの導入にあたっては、1／3以内）
- (3) 補助上限額：施設ごと設定あり

※その他、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備、なお、補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年度導入分の募集は終了しました。  
※令和9年度導入分は令和8年7月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当又は各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191  
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

## 山の幸振興対策支援事業費補助金

1 品目・分野   ○林業   ○その他

### 2 事業概要

特用林産物の生産振興を図るため、生産拡大、付加価値向上及び生産工程改善につながる施設・設備の整備等を支援します。

### 3 利用対象者

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農林家で組織する団体、農林業法人、地方公共団体等の出資する法人

### 4 支援内容

- (1) 対象経費：特用林産物の生産施設等の整備を支援
- (2) 補助率：県1／6以内、市町村1／6以上
- (3) 補助上限額：30万円以上～概ね300万円（事業費）
- (4) その他（協調補助等について）  
市町村長を経由して補助する市町村との協調補助。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの総合支庁へお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：林産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2526

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課   023-621-8285  
最上総合支庁森林整備課   0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課   0238-26-6065  
庄内総合支庁森林整備課   0235-66-5534

# 林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金

## 1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

燃費性能及び生産性の向上に資する林業機械並びに木材産業流通施設の整備に要する経費に対する支援を行い、林業・製材業者等の経営の安定を図ります。

## 3 利用対象者

森林組合、森林組合連合会、林業事業者、製材・木材製造業者、きのこ等林産物生産者及びその他木材生産・製造業者が組織する団体

## 4 支援内容

### ○高効率化施設の導入

- (1) 対象経費：燃費性能や作業効率の改善に資する設備等の新規導入及び更新に要する経費（特用林産物関連設備は除く）
- (2) 補助率：1／2以内
- (3) 補助上限額：1施設の補助金上限2,500千円

### ○施設等の高効率化修繕

- (1) 対象経費：既存施設の燃費性能や作業効率の改善に資する修繕に要する経費
- (2) 補助率：1／2以内
- (3) 補助上限額：1施設の補助金上限1,500千円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年度4月以降
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 9 1
最上総合支庁森林整備課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 5 1
置賜総合支庁森林整備課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 6 3
庄内総合支庁森林整備課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 7

## 広葉樹林健全化促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

### 2 事業概要

ナラ枯れ被害木等を含む広葉樹を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援します。

### 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ・ナラ枯れ被害が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
- ・ha当たり25m以上の搬出路が必要な条件不利地であること
- ・5ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
- ・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン等により実施すること

(2) 対象経費：伐採木の搬出利用

(3) 補助率：定額1,000円/m<sup>3</sup>以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年4月上旬～

（募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課 023-621-8152（里山造林担当）

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1347（普及担当）

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053（里山造林担当）

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537（普及担当）

## 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（一般住宅）

1 対象品目・分野   ○林業   ○その他

### 2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上\*使用した新築住宅の施主に対し補助します。

※基準値（ $\text{m}^3$ ）は延べ床面積（ $\text{m}^2$ ） $\times 0.1$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2$ ）で算出された数値

### 3 利用対象者

県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 自ら居住するため、山形県内に住宅を新築する方。
- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出すること。
- 住宅に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が住宅の延べ床面積1平方メートルにつき $0.1\text{m}^3$ を乗じて算出した数量以上であること。

(2) 補助率：20,000円/ $\text{m}^3$  $\times$ 県産木材使用量（上限30万円/棟）

#### (3) その他

- ・ 県土整備部所管の「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」や県土整備部環境エネルギー部所管の「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」との併用は一部不可。
- ・ 予算の範囲内で、先着順に受け付けとなります。

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度4月1日～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課  
又は県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課   023-621-8191  
最上総合支庁森林整備課   0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課   0238-26-6063  
庄内総合支庁森林整備課   0235-66-5527

## 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（民間施設）

1 対象品目・分野   ○林業   ○その他

### 2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上<sup>\*</sup>使用した民間施設（店舗等）の施主に対し補助します。

※基準値（ $\text{m}^3$ ）は延べ床面積（ $\text{m}^2$ ） $\times 0.1$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2$ ）で算出された数値  
県産木材のうち10%以上を県産JAS製品とすること

### 3 利用対象者

県内に県産木材を使用した新築民間施設を建設する施主

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 自ら運営するため、山形県内に民間施設を新築する方。
- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出すること。
- 民間施設に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が施設の延べ床面積1 $\text{m}^2$ につき0.1 $\text{m}^3$ を乗じて算出した数量以上であること。なお、使用する県産木材の数量には外構施設（木塀等）も含むことができる。

#### (2) 補助率：20,000円/ $\text{m}^3$ $\times$ 県産木材使用量（上限50万円/棟）

やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

#### (3) その他：予算の範囲内で、先着順に受け付けとなります。

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年4月1日～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課  
又は県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：民間施設の建設地を所管する総合支庁森林整備課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課   023-621-8191  
最上総合支庁森林整備課   0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課   0238-26-6063  
庄内総合支庁森林整備課   0235-66-5527

## やまがたの木まちづくり推進事業費補助金

### 1 対象品目・分野

○林業    ○その他

### 2 事業概要

木の溢れる暮らし実現に向け、県民が利用する展示効果の高い民間施設において内装等の木質化を行う経費の一部を助成する。

### 3 利用対象者

県内の法人・団体

### 4 支援内容

- (1) 対象経費：内装等の木質化に係る工事費
- (2) 補助率：1／2以内
- (3) 補助上限額：200万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年4月～  
(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：森林利用・林工連携担当
- (3) 電話番号：023-630-2527

# 高性能林業機械トライアル支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

意欲と能力のある林業経営者の育成と低コスト作業システムの普及による生産性向上を図るため、先進的な林業機械等のトライアル使用の経費を支援します。

## 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

#### ア 対象事業体

- ・ 県内に主たる営業所又は住所を有する者
- ・ 効率的かつ低コストな作業システムの確立に取り組む者又は県が定める「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」への登録を目指す者
- ・ その他、指定する目標を達成することを計画する者

#### イ 対象機械

- ・ フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、その他2つ以上の機能をもつ高性能林業機械

#### ウ その他の要件

- ・ 1台あたりのレンタル期間は、1～3か月程度
- ・ 1事業体あたり、原則2台を上限とする。

(2) 対象経費：高性能林業機械のレンタル経費

(3) 補助率：対象経費の1／3以内（要件を満たす場合は1／2以内）

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和8年4月～5月頃

(2) 申請書類（様式）の入手方法：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(3) 申込み先：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当（係）名：林産振興担当

(3) 電話番号：023—630—2528

### 【申込み先】

(1) 機関名・課名：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(2) 担当（係）名：山形県労働力確保支援センター

(3) 電話番号：023—666—6348

## 林業・木材産業改善資金

### 1 対象品目・分野 ○林業

### 2 事業概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進するための無利子資金

### 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途

事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組み等を行うため、以下の事業を導入するのに必要な資金

- ・新たな林業部門の経営の開始
- ・新たな木材産業部門の経営の開始
- ・林産物の新たな生産方式の導入
- ・林産物の新たな販売方式の導入
- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

#### (2) 貸付限度額

- ・林業 個人1,500万円、法人3,000万円、団体5,000万円
- ・木材産業 1億円

#### (3) その他

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）  
最長12年以内（据置5年以内）の特例あり
- ・借入金利：無利子
- ・独立行政法人農林漁業信用基金または山形県信用保証協会の債務保証が必要

### 5 募集期間：

#### (1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、希望される貸付金交付日（※）の2か月前までにご相談、申請願います。

（※貸付金交付日6月1日から翌年3月1日まで）

#### (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

#### (3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

### 6 問合せ先

#### (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

#### (2) 担当（係）名：林政企画担当

- |           |             |              |
|-----------|-------------|--------------|
| (3) 電話番号： | 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8191 |
|           | 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
|           | 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6063 |
|           | 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5527 |

## 木材産業等高度化推進資金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

木材の生産及び流通の円滑化、効率的・安定的な林業経営の育成を目的とした低利の運転資金

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

4 支援内容

(1) 資金使途

以下のメニューに該当する運転資金

- ・ 素材生産等促進資金
- ・ 新規需要創出資金
- ・ 木材高度加工資金
- ・ 林業経営高度化推進資金
- ・ 伐採・造林一貫作業推進資金
- ・ 木材安定供給資金

(2) 貸付限度額

- ・ 各指定金融機関における融資枠の範囲内

(3) その他

- ・ 償還期限：1年以内
- ・ 借入金利：1.30%～2.00%
- ・ 資金の利用には「合理化計画」の認定が必要

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、合理化計画の認定が必要となるため、借入希望日の2か月前までご相談、申請願います。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：指定金融機関

（商工中金、農林中金、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191  
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

## 農林漁業セーフティネット資金

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○畜産    ○林業    ○水産業    ○その他

### 2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通  
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金  
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害  
・法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）  
・社会的・経済的環境（物価高騰、農産物の不作等）の変化等

#### (2) 貸付限度額：600万円(特認有)

#### (3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・1.65%～2.35%（令和8年3月18日現在）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

#### (3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

### 1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

#### (1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和8年4月1日に発動した場合）  
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

#### (2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用  
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）  
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

### 2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

### 3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

## 森林サービス産業創出事業費補助金

### 1 対象品目・分野

○林業    ○その他

### 2 事業概要

森林資源のひとつである森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する森林サービス産業の創出のため、県内の森林空間を活用した体験型のプログラム等を実施するための環境整備やツアー等への助成を行う。

### 3 利用対象者

森林空間を活用して健康、観光、教育等の多様な分野の体験事業を行おうとする県内の法人・団体

### 4 支援内容

#### ○体験等コンテンツ整備事業

- (1) 対象経費：森林空間を活用した体験型のプログラム等を実施するための環境整備や準備に要する経費
- (2) 補助率：1／2
- (3) 補助上限額：20万円

#### ○体験型ツアー等実施事業

- (1) 対象経費：森林空間を活用した体験を主としたツアーやイベント等を企画し、実施するために要する経費
- (2) 補助率：1／2
- (3) 補助上限額：30万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月～ ※令和9年3月19日までに実績報告を完了すること
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：森林利用・林工連携担当
- (3) 電話番号：023-630-2528

**次世代水産人材創出支援事業費補助金**  
**(漁業就業者スタートアップ事業 (漁業体験補助))**

1 対象品目・分野     ○水産業

2 事業概要

山形県の漁業に興味を持ち、県内での漁業研修体験に参加される方に対し、体験時の宿泊費を支援します。

3 利用対象者

漁業研修体験参加者

4 支援内容

- (1) 補助要件：庄内地方在住ではない方の宿泊を伴う漁業研修体験
- (2) 対象経費：体験期間中の宿泊費の一部
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：体験期間中の宿泊費のうち、1泊につき3,000円まで
- (5) その他：
  - 居住地が体験地から200kmを超える方は体験期間の前・後泊まで補助対象
  - 居住地が体験地から200km以下の方は体験期間のみ補助対象

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中（体験期間、時期については問合せ先と別途調整）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先
- (3) 申込み先：水産技術振興センター水産振興部

6 問合せ先

**【水産技術振興センター】**

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

**次世代水産人材創出支援事業費補助金**  
**(次世代水産人材就業準備サポート事業(転居・家賃支援))**

1 対象品目・分野     ○水産業

2 事業概要

新たに漁業研修(準備研修・長期研修)を受講される方の研修準備に関する費用、研修時の生活を支援します。

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件:

漁業就業への技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方(経営者として漁業に携わったことがない方)で、漁業準備研修・長期研修を受講予定の方

(2) 対象経費:

- 漁業研修のための転居費用
- 研修を受講している間の家賃

(3) 補助率: 定額

(4) 補助上限額:

- 転居費用: 最大10万円(うち県1/2、市町村1/2)
- 家賃補助: 2万円/月(うち県1/2、市町村1/2)

(5) その他:

- 転居費用: 研修開始時1回のみ
- 家賃補助: 研修終了まで(準備研修、長期研修を通じて最長2年)  
3か月以上継続して研修を受講すること

5 募集期間

(1) 募集期間: 随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類(様式)の入手先: 下記の申込み先

(3) 申込み先: 山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名: 山形県漁業協同組合

(2) 担当(係)名: 指導課

(3) 電話番号: 0234-24-5611(代表)

【県庁】

(1) 機関名・課名: 農林水産部水産振興課

(2) 担当(係)名: 水産業成長産業化担当

(3) 電話番号: 023-630-2478

**【水産技術振興センター】**

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当(係)名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

**次世代水産人材創出支援事業費補助金**  
**(次世代水産人材就業準備サポート事業 (漁業就業準備支援))**

1 対象品目・分野     ○水産業

2 事業概要

漁業就業に向けた技術習得のために行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。  
（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業に向けた技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2) 対象経費：

研修を受講している間の給付金(生活費)

(3) 補助率：

定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長2年間

(4) 補助上限額：150万円／年

(5) その他：

- 3ヶ月以上継続して研修を受講すること(3か月未満は補助の対象にならない)
- 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類(様式)の入手先：下記の申込み先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当(係)名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611 (代表)

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当(係)名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【水産技術振興センター】

(1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部

(2) 担当(係)名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

## 次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術バトンパス事業）

- 1 対象品目・分野     ○水産業
- 2 事業概要  
漁家出身者で漁業就業に向けた技術習得のために行われる研修を受講する方に給付金を支給します。
- 3 利用対象者  
漁業の承継を希望する漁家出身者（承継する漁家の3親等以内の親族）
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：経営者として漁業に携わったことがない漁家出身者
  - (2) 対象経費：研修を受講している間の給付金(生活費)
  - (3) 補助率：定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長1年間
  - (4) 補助上限額：150万円／年（うち県2／3、市町村1／3）
  - (5) その他：
    - 3か月以上継続して研修を受講すること（3か月未満は補助の対象にならない）
    - 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付中  
研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先
  - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課
- 6 問合せ先
  - 【山形県漁業協同組合】
    - (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
    - (2) 担当（係）名：指導課
    - (3) 電話番号：0234-24-5611（代表）
  - 【県庁】
    - (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
    - (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
    - (3) 電話番号：023-630-2478
  - 【水産技術振興センター】
    - (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
    - (2) 担当（係）名：振興普及担当
    - (3) 電話番号：0234-24-6045

**次世代水産人材創出支援事業費補助金**  
**(新規独立漁業経営者バックアップ支援事業)**

1 対象品目・分野     ○水産業

2 事業概要

独立経営開始後3年目までの就業者に対して、経営安定資金を交付します。

3 利用対象者

漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

独立経営開始後3年目までの漁業就業者（漁業を主たる収入とする漁業者）

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：

○ 独立後最長3年間、年間150万円を交付

○ 操業を怠っている等、返還要件に該当する場合には交付額全額の返還が必要

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

交付の対象となるかは、山形県漁業協同組合と別途調整が必要

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【水産技術振興センター】

(1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

## 次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術スキルアップ支援事業）

1 対象品目・分野 ○水産業

### 2 事業概要

漁業技術の高度化、漁業経営の多角化を目指す漁業者に対して、漁業技術高度化研修を実施します。

### 3 利用対象者

技術の高度化、経営の多角化を目指す漁業を営む個人

### 4 支援内容

(1) 補助要件：

新しい技術の習得を望む漁業者が研修対象。講師はそれらの技術を有し、研修受入が可能な漁業者

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：研修は1日あたり2時間、一人あたり15日まで

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

### 6 問合せ先

#### 【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

#### 【水産技術振興センター】

(1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

# がんばる水産業支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

## 2 事業概要

水産業の成長産業化に向けた取組みをオーダーメイド型で支援します。

## 3 利用対象者

漁業（養殖業を含む）を営む法人・団体又はグループ、個人、民間企業（加工・流通業等）

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 水産振興計画に掲げる基本的な方針に沿った水産振興に効果が高い取組みであること。

＜水産振興計画に掲げる基本的な方針＞

- ・ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備
- ・ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化
- ・ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興
- ・ 県産水産物の利用拡大
- ・ 安全・安心で健全な水域環境の確保と活用

○ 当該事業費に対して市町村からの財政的支援が受けられること。

### (2) 対象経費：本県水産業の成長産業化に向けた取組みに必要な経費

例) ハード整備及び整備に付随して行う調査・検討経費、新商品開発・販路開拓、新商品開発費（資材購入費、成分分析等検査費等）等

### (3) 補助率：※すべての区分で②の場合、民間企業は対象外で、国の補助と合わせた補助率は10/10以内。

#### 区分Ⅰ 水産経営基盤強化メニュー

##### ① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県2/5以内、市町村1/5以上
- ・ 民間企業：県6/25以内、市町村3/25以上

##### ② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県6/25以内、市町村3/25以上

#### 区分Ⅱ 水産経営発展メニュー

##### ① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県1/3以内、市町村1/6以上
- ・ 民間企業：県2/10以内、市町村1/10以上

##### ② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県2/10以内、市町村1/10以上

#### 区分Ⅲ 水産経営継続メニュー

##### ① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県1/6以内、市町村1/12以上
- ・ 民間企業：県1/10以内、市町村1/20以上

##### ② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県1/10以内、市町村1/20以上

#### 区分Ⅳ 事業推進メニュー

- ・ 県漁協、内水面漁連、鮭孵化連：県2/3定額、市町村1/3定額

(4) **補助上限額**：※すべての区分で②の場合、民間企業は対象外。

**区分Ⅰ 水産経営基盤強化メニュー**

- ① 国の補助金の交付を受けない場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県480万円、市町村240万円
  - ・ 個人：県240万円、市町村120万円
  - ・ 民間企業：県120万円、市町村60万円
- ② 国の補助金の交付を受ける場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県3,600万円、市町村1,800万円
  - ・ 個人：県480万円、市町村240万円

**区分Ⅱ 水産経営発展メニュー**

- ① 国の補助金の交付を受けない場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県400万円、市町村200万円
  - ・ 個人：県200万円、市町村100万円
  - ・ 民間企業：県100万円、市町村50万円
- ② 国の補助金の交付を受ける場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県3,000万円、市町村1,500万円
  - ・ 個人：県400万円、市町村200万円

**区分Ⅲ 水産経営継続メニュー**

- ① 国の補助金の交付を受けない場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県200万円、市町村100万円
  - ・ 個人：県100万円、市町村50万円
  - ・ 民間企業：県50万円、市町村25万円
- ② 国の補助金の交付を受ける場合
  - ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県1,500万円、市町村750万円
  - ・ 個人：県200万円、市町村100万円

**区分Ⅳ 事業推進メニュー**

- ・ 県漁協、内水面漁連、鮭孵化連：県20万円、市町村10万円

(5) **その他**：

補助対象事業として採択されるためには、審査会での承認が必要となります。

**5 募集期間**

- (1) **募集期間**：令和8年4月6日から令和8年4月30日まで
- (2) **申請書類（様式）の入手方法**：県ホームページからダウンロード
- (3) **申込み先**：最寄りの市町村

**6 問合せ先**

**【県庁】**

- (1) **機関名・課名**：農林水産部 水産振興課
- (2) **担当（係）名**：水産業成長産業化担当
- (3) **電話番号**：023-630-3071

**【水産技術振興センター】**

- (1) **機関名・課名**：水産技術振興センター水産振興部
- (2) **担当（係）名**：振興普及担当
- (3) **電話番号**：0234-24-6045

## 漁業近代化資金

1 対象品目・分野 ○水産業

### 2 事業概要

漁業者等が漁業経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

### 3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工

※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

- 漁船の建造若しくは取得又は改造等
- 漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
- 水産動植物の種苗の購入又は育成
- 漁村環境整備施設 等

#### (2) 貸付限度額：

- 20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人 3億6,000万円  
又は団体、二以上の複合経営を行う者
  - 漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、 9,000万円  
漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人  
水産加工業を営む個人
  - 漁業を営む個人（上記を除く） 1,800万円
- ※ 知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額

#### (3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・2.50%（令和8年3月18日現在）  
※ 認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間の金利負担軽減措置有
- 融資率・・・原則80%以内（特認100%以内）

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当（係）名：総務担当
- (3) 電話番号：0234-24-6161

## 沿岸漁業改善資金

- 1 対象品目・分野     ○水産業
- 2 事業概要  
沿岸漁業者等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金の融通
- 3 利用対象者  
漁業を営む個人、漁業を営む法人  
漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）
- 4 支援内容
  - (1) 資金使途：
    - 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等  
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）
    - 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等
    - 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等
  - (2) 貸付限度額：5,000万円  
      ※ 知事が承認した場合は、その承認額
  - (3) その他：
    - 償還期限・・・資金使途に応じ10年以内（据置3年以内）
    - 借入金利・・・無利子
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合
  - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
  - (2) 担当（係）名：総務担当
  - (3) 電話番号：0234-24-6161

## 計画営漁推進資金

- 1 対象品目・分野     ○水産業
  
- 2 事業概要  
漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金の融通
  
- 3 利用対象者  
漁業を営む個人、漁業を営む法人
  
- 4 支援内容
  - (1) 資金使途：  
○ 漁業操業資金  
（1年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等）
  - (2) 貸付限度額：  
○ 漁業操業資金・・・1,000万円  
○ 積立金・・・300万円
  - (3) その他：  
○ 償還期限・・・資金使途に応じ1年以内  
○ 借入金利・・・2.50%（令和8年度）
  
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合
  - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合
  
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
  - (2) 担当（係）名：総務担当
  - (3) 電話番号：0234-24-6161

## 漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者が令和7年10月～令和8年3月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分（積立金）を支援します。

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：政府の漁業経営セーフティーネット構築事業の発動
- (2) 対象経費：令和7年10月から令和8年3月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分
- (3) 補助率：10/10
- (4) 補助上限額：—

5 募集期間

- (1) 募集期間：以下の問合せ先に確認ください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：下記の申込み先
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
- (2) 担当（係）名：指導課
- (3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023-630-3071

## 漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者が購入した漁業用資材について、価格上昇分の支援を行います。

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 県漁協が販売する魚箱について、販売価格が令和3年10月時点より上昇すること。
- 県漁港が販売する氷について、販売価格が令和4年12月時点より上昇すること。
- 県漁協が販売するオイル、テグス、ロープ、漁網について、販売価格が令和3年1月時点より上昇すること。

(2) 対象経費：令和7年10月から令和8年3月までに漁業者が購入した漁業用資材購入に係る経費のうち、価格上昇分

(3) 補助率：10/10

(4) 補助上限額：—

5 募集期間

(1) 募集期間：以下の問合せ先に確認ください。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：下記の申込み先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合購買課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：購買課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-3071

## 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業

1 対象品目・分野     ○水産業

### 2 事業概要

持続的経営に取り組む内水面漁業・養殖業を応援するため、経営の改善、販路の拡大などに取り組む事業者に対して、生産経費高騰分の一部を支援

### 3 利用対象者

県内に事業所を有する内水面漁業協同組合及び養殖業者（中小規模）

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：電気料及び餌代が令和3年度から増額していること。
- (2) 対象経費：電気料及び餌代にかかる令和3年度からの増額分
- (3) 補助率：1／2
- (4) 補助上限額：－
- (5) その他：  
補助の対象期間は、令和7年10月から令和8年3月まで

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先
- (3) 申込み先：農林水産部水産振興課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023-630-2478

#### 【水産技術振興センター】

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

## 水産業省コスト化特別支援事業費

1 対象品目・分野 ○水産業

### 2 事業概要

水産業に携わる方が、省コスト化に資する設備又はシステムを導入した際に費用の1/2を支援する。

### 3 利用対象者

漁業者、水産物加工業者・養殖事業者、漁業協同組合ほか

### 4 支援内容

(1) 補助要件：

省コスト化に資する設備又はシステムを導入すること

漁業者：船外機、レーダー、漁業者者支援システムの導入

水産物加工・養殖業者：インバーター、太陽光発電システム、省エネポンプの導入など

(2) 対象経費：省コスト化に資する設備又はシステムの導入経費

(3) 補助率：1/2

(4) 補助上限額：－

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年4月から5月頃まで（詳細未定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先

(3) 申込み先：山形県農林水産部水産振興課

### 6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-3071

## 農林漁業セーフティネット資金

### 1 対象品目・分野

水田・畑作    園芸    畜産    林業    水産業    その他

### 2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通  
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

- ・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
- ・法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ・社会的・経済的環境（物価高騰、農産物の不作等）の変化等

#### (2) 貸付限度額：600万円(特認有)

#### (3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・1.65%～2.35%（令和8年3月18日現在）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

#### (3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

### 1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

#### (1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和8年4月1日に発動した場合）  
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

#### (2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用  
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）  
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

### 2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

### 3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○畜産    ○林業    ○水産業    ○その他

### 2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

#### ○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

#### (2) 対象経費：

#### ○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

#### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

#### (3) 補助率：

#### ○ 推進事業

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・定額

#### ○ 整備事業

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

#### (4) 補助上限額

#### ○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

#### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

・推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2710